

平成21年3月

麻薬取扱いの手引

麻薬管理者
麻薬施用者 用

山形県健康福祉部保健薬務課

目 次

一般的留意事項	P. 1
各種申請・届出の一覧表	P. 2
麻薬及び向精神薬取締法の目的	P. 3
麻薬施用者免許の申請	P. 4
麻薬管理者免許の申請	P. 5
免許証の記載事項の変更届	P. 8
免許証の再交付	P. 10
麻薬の購入（譲受け）	P. 12
麻薬を管理、保管	P. 15
麻薬の施用、交付	P. 17
麻薬処方せんの交付	P. 19
診療録（カルテ）の記載	P. 25
麻薬管理帳簿の記載	P. 26
麻薬管理帳簿の保存	P. 34
麻薬の廃棄	P. 35
麻薬の事故届	P. 46
麻薬中毒者診断届及び転帰届	P. 48
麻薬の譲渡	P. 51
業務の廃止	P. 53
麻薬診療施設の閉鎖（廃止）	P. 55
免許証の返納	P. 58
麻薬年間報告書	P. 60
立入検査	P. 64
関係官公所	P. 64
麻薬卸売業者名簿	P. 65
質疑応答集	P. 66

一般的留意事項

- 1 申請・届出の提出先は、管轄する保健所の保健企画課医薬事担当です。
- 2 提出部数は、麻薬管理者及び麻薬施用者免許申請並びに麻薬年間報告については1部、それ以外については2部となります。
- 3 申請書・届出書の記載方法
 - (1) 用紙の大きさは、日本工業規格A4です。添付書類についても、折りあがり大きさA4としてください。
 - (2) 誤字、脱字に注意し、訂正した場合は、余白に訂正事項を記載し(○字加入、△字削除など)、訂正印を押印してください。
- 4 手数料
申請手数料は、相当額の山形県収入証紙を申請書の左上余白部分等に貼付してください。なお、消印された証紙、又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は無効となるので、注意してください。
また、この手引き内に示している手数料額は、平成21年3月現在の額となっています。

各種申請・届出の手続一覧表

平成21年3月現在

事 例		提出書類の名称	手数料	備 考	関係条文
免 許 証 関 係	麻薬を取り扱いたい とき	麻薬(施用・管理)者免許 申請書 診断書	4,500円		麻向法 3条
	免許証の記載事項に 変更が生じたとき	麻薬(施用・管理)免許証 記載事項変更届		15日以内に 届出	麻向法 9条
	免許証を紛失・き損 したとき	麻薬(施用・管理)免許証 免許証再交付申請書	2,900円	15日以内に 申請	麻向法10条
	免許の有効期間中 ・麻薬の取扱いをやめたとき ・麻薬(施用者・管理 者)が死亡した とき ・法人解散等で麻 薬業務所でなくな ったとき	麻薬取扱者業務廃止届 (免許の失効による麻 薬所有量届)		15日以内に 届出	麻向法 7条
免許の有効期間が満 了したとき、紛失した 免許証を発見したと き	麻薬取扱者免許証返納 届		15日以内に 届出	麻向法 8条 麻向法10条 2項	
所 有 麻 薬 関 係	免許が失効した場合 等	免許の失効による麻薬 所有量届		15日以内に 届出	麻向法36条
	廃止に伴う譲渡	麻薬譲渡届		廃止した日か ら50日以内 に譲渡 譲渡した日か ら15日以内 に届出	麻向法36条
	処方せんにより調剤 した麻薬を廃棄した とき	調剤済麻薬廃棄届		廃棄した日か ら30日以内 に提出	麻向法35条 2項
	破損、盗取、所在不明 等	麻薬事故届		すみやかに届 出	麻向法35条
	不良、不要、破損等に 伴う残余麻薬等の処 理	麻薬廃棄届		その都度あら かじめ届出	麻向法35条
報 告 関 係	麻薬年間報告書		毎年11月3 0日までに届 出	麻向法47条 から49条	
麻 薬 中 毒 関 係	医師が麻薬中毒者と 診断したとき	麻薬中毒者診断届(医療 用)		すみやかに届 出	麻向法58条 の2
	死亡、転院等のとき	麻薬中毒者転帰届(医療 用)		すみやかに届 出	

麻薬及び向精神薬取締法の目的（法第1条）

この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

この法律では、麻薬と向精神薬を対象とし、個別に規制しています。

麻薬は、鎮痛剤として高い価値を有しており、特に WHO が示した癌疼痛治療法の中心になるものとして注目されています。しかし、長期にわたる反復使用又は安易な使用により慢性中毒になってしまうばかりでなく家庭崩壊、社会問題を引き起こす恐ろしいものもあります。

この法律の目的を達成するための手段は、麻薬の生産、流通、使用等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒患者について必要な医療を行う等の措置を講ずることです。

このうち麻薬の生産、流通、使用等の取締りに関する規定は、麻薬の使用を医療及び学術研究の用途に限定し、それ以外の使用は一切禁止するという立場から定められています。

また、麻薬中毒患者の医療等に関する規定は、取締りの強化のみでは不正麻薬の流通を根絶することが難しいので、中毒者による麻薬需要そのものをなくすことによって不正麻薬を国内から追放しようとするものです。

麻薬施用者免許の申請（法第3条）

麻薬施用者とは、都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）を交付する者です。

麻薬施用者の免許は、医師、歯科医師、獣医師（以下「医師等」という）であれば申請することができます。

麻薬診療施設に勤務する医師等で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する場合には、有給、無給、常勤、非常勤にかかわらず、すべて麻薬施用者の免許を受けなければなりません。

麻薬施用者免許を有しない医師等が、麻薬を施用したとき又は麻薬施用者の免許を有する医師等の麻薬を施用したときは、無免許施用となり、法第27条違反で処罰されます。

1 麻薬施用者の免許は、次の場合に申請の手続きを行ってください。

- (1) 新たに麻薬施用者になるとき
- (2) 現在の免許の有効期間が満了し、引き続き麻薬施用者としての業務を行うとき
- (3) 業務を廃止した者が再び麻薬施用者になるとき
- (4) 県外から転入した者が本県において麻薬施用者になるとき

2 県内の2ヵ所以上の診療施設において麻薬の診療に従事する場合には、主に麻薬の診療に従事する診療施設を「主たる業務所」として、その他の診療に従事する場所を「従たる施設」として申請する必要があります。しかし、「従たる施設」には麻薬管理者が置かれていなければなりませんので、注意してください。

また、都道府県を異にする2ヵ所以上の診療施設において麻薬の診療に従事するためには、各々の都道府県において麻薬施用者の免許を必要とします。

3 麻薬施用者免許の申請は、山形県知事あてに行い、知事は申請書を審査して「麻薬施用者免許証」を交付します。

4 麻薬施用者免許証の有効期間は、免許を受けた日から翌年の12月31日までとなっています。

5 申請するときの書類等は以下のとおりです。

- (1) 申請書 山形県収入証紙を貼付したもの。
 - (注1) 継続申請の場合、備考欄に「現在所持する麻薬施用者免許証の番号」を記入してください。
 - (注2) 新規申請の場合、備考欄に「新規」と朱書きしてください。また、新規申請者は、資格を証明する免許証(医師免許証、歯科医師免許証、獣医師免許証)の写しを添付してください。なお、免許証の写しには、所属長又は保健所担当者の原本照合が必要です。
- (2) 診断書 1ヶ月以内のもの。
- (3) 手数料 山形県収入証紙4,500円を貼付してください。(消印しないこと)

6 提出先と提出部数

麻薬診療施設を管轄する保健所に1部提出してください。

麻薬管理者免許の申請（法第3条）

麻薬管理者とは、都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者です。

麻薬管理者の免許は、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師であれば申請できます。

2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設にあつては、免許を受けた麻薬管理者を置かなければなりません。この場合、麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまいません。

また、麻薬施用者が従として診療に従事する麻薬診療施設にあつても、麻薬管理者を置かなければなりません。

麻薬施用者が1人だけの麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者が麻薬管理者として麻薬診療施設の麻薬を管理しなければなりません。

1 麻薬管理者の免許は、次の場合に申請の手続きを行ってください。

- (1) 新たに麻薬管理者になるとき
- (2) 現在の免許の有効期間が満了し、引き続き麻薬管理者としての業務を行うとき
- (3) 業務を廃止した者が再び麻薬管理者になるとき
- (4) 麻薬診療施設を異動し、転入先の麻薬管理者になるとき
- (5) 麻薬診療施設が移転し、移転先で引き続き麻薬管理者になるとき
- (6) 麻薬診療施設が個人から法人、又は法人から個人に変更になる等、麻薬診療施設の開設者が変更され、変更後引き続き麻薬管理者になるとき
- (7) 麻薬診療施設を医院から病院、又は病院から医院に変更し、変更後引き続き麻薬管理者になるとき

2 免許申請の手続きについては麻薬施用者の場合と同じです。

3 免許証の有効期間、提出書類、手数料、提出先及び提出部数等は、麻薬施用者免許の申請時と同じです。

4 人事異動等により麻薬管理者が変更されるときは、あらかじめ新任の者について、麻薬管理者免許申請を行ってください。その際、備考欄に「新規 平成〇〇年〇月〇日人事異動により就任予定」と朱書きしてください。

県証紙貼付欄

麻薬 者免許申請書

麻薬業務所	所在地			
	名称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地			
	名称			
免許の番号	第	号	免許の年月日	年 月 日
申請者	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4) 後見開始の審判を受けていること。			
備考				
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。				
年 月 日				
住所				
氏名				
山形県知事 殿				

印

診 断 書

氏 名		性 別	男	女
生 年 月 日		年 令		
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1 精神障害（該当する欄（□）にチェック印（☑）を付けてください。） 精神機能の障害 <input type="checkbox"/> 明らかに該当なし <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要</p> <p>専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に。詳細については別紙も可）（注1）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 麻薬又は覚せい剤の中毒（上記1に同じ） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり</p>				
診断年月日	平成 年 月 日			
医 師	病院、診療所又は 介護老人保健施設 等の名称			
	所 在 地	TEL （注2）		
	氏 名	Ⓜ		

（注1） 精神機能の障害程度・内容により、許可（登録、免許、指定、届出）された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを専門家の意見を聞いて判断しますので、具体的にお書きください。

（注2） 必要に応じて、診断書を作成した医師から精神機能の障害の程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載してください。

免許証の記載事項の変更届（法第9条）

- 1 免許証の記載事項に変更が生じた場合には、15日以内に免許証を添えて業務所を管轄する保健所に届け出なければなりません。
- 2 次の事項が生じた場合に手続きが必要です。（手数料は不要）
 - （1） 麻薬施用者の場合
 - ア 住所、氏名の変更
 - イ 県内において、主として又は従として診療に従事している麻薬診療施設（病院又は診療所）の名称及び所在地の変更
 - ウ 従たる施設を追加又は削除したとき
 - エ 麻薬診療施設の開設者が個人から法人に変更になった場合の麻薬診療施設の名称の変更や移転により所在地が変わるとき
 - （2） 麻薬管理者の場合
 - ア 住所、氏名の変更
 - イ 業務所の名称に変更があったとき
なお、麻薬診療施設の開設者が変更になるとき（個人から法人への変更を含む。）や移転により所在地が変わるときは、現有の麻薬管理者免許については廃止し、新規に麻薬管理者免許の申請が必要となります。

麻薬

免許証記載事項変更届

免許証の番号		第	号	免許年月日	平成	年	月	日
変更すべき事項								
変	麻薬 業務所	所在地						
		名称						
更	住所							
	氏名							
前	従たる 施設	所在地						
		名称						
変	麻薬 業務所	所在地						
		名称						
更	住所							
	氏名							
後	従たる 施設	所在地						
		名称						
変更の事由及びその年月日								
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>山形県知事 殿</p>								

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出書の題名の空欄に記載事項を変更する免許の種類(麻薬施用者、麻薬管理者)を記載すること。
- 3 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

免許証の再交付（法第10条）

麻薬取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に、知事あてに免許証の再交付を申請しなければなりません。

1 再交付の申請をするときは

- (1) き損したときは、き損した免許証を添えること
- (2) 亡失したときは、その事由を記載すること
- (3) 再交付申請手数料 2,900円(山形県収入証紙)

2 再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に知事にその免許証を返納しなければなりません。

3 提出先と提出部数

麻薬診療施設を管轄する保健所に1部提出してください。

県証紙貼付欄

麻薬

免許証再交付申請書

免許証の番号		第	号	免許年月日	平成	年	月	日
麻薬 業務所	所在地							
	名称							
氏名								
再交付の事由及び その年月日								
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>山形県知事 殿</p>								

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 県証紙は、消印しないこと。
- 3 届出書の題名の空欄に再交付を申請する免許証の種類(麻薬管理者、麻薬施用者)を記載すること。

麻薬の購入（譲受け）（法第 26 条、第 32 条）

麻薬診療施設とは、麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所又は飼育動物診療施設をいい、その開設者でなければ麻薬を譲り受けることはできません。

1 麻薬卸売業者からの譲受け

麻薬の購入先は、山形県内の麻薬卸売業者に限られます。

2 麻薬卸売業者以外からの譲受け

- (1) 麻薬の交付を受けた患者が麻薬を施用する必要がなくなった場合に、その患者から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）
- (2) 麻薬の交付を受けた患者が死亡した場合に相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（患者の遺族等）から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）
- (3) 免許が失効した麻薬診療施設等から 50 日以内に譲り受けるとき
- (4) その他、法第 24 条第 11 項の規定に基づき、事前に地方厚生（支）局長の許可を受けて譲受するとき

3 留意事項

- (1) 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証の交換が必要です。

麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできませんので、十分注意してください。

- (2) 麻薬譲受証には、譲受人の氏名（法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）の免許番号及び氏名、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあっては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。但し、覚せい剤原料用の印を除く。）を押印）してください。

なお、譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、氏名欄に麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

- (3) 麻薬譲受証には、麻薬診療施設の開設者の責任において作成してください。
- (4) 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会の下に、

- * 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか
- * 麻薬譲受証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか
- * 麻薬の容器には証紙による封かんがなされているか

を確認してください。

数量の確認は、必ずしも開封して行う必要はありませんが、実際に使用する段階で開封したときには、数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬管理者が麻薬事故届を提出してください。

両者立会で証紙を開封し麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬診療施設の開設者が麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになりますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。

郵送等により両者の立会なしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者が麻薬事故届を提出してください。

- (5) 麻薬譲渡証の保存は、交付を受けた日から2年間です。

麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書等（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。

なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときには、速やかに麻薬卸売業者に返納してください。

- (6) 麻薬診療施設が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。

麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず直接出向いて麻薬を購入するときは、特に注意し、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して身分確認を行ってください。

- (7) 麻薬の交付を受けた患者の遺族等から麻薬を譲り受けた場合は、その麻薬を廃棄し、30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を麻薬診療施設を管轄する保健所に提出してください。

(記載例)

麻 薬 譲 受 証				平成〇〇年〇月〇日	
譲受人の免許証の番号	第 / 号	譲受人の免許の種類	/		
譲受人の氏名 (法人にあつては名称)	山 形 一 郎 (印)				
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証番号	〇〇〇〇〇〇	氏 名	山形一郎(印)	
麻薬業務所	所 在 地	山形市松波二丁目8番1号			
	名 称	山形松波クリニック			
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考	
MS コンチン錠(30mg)	50T	1 個	50T		
MS コンチン錠 PTP(10mg)	200T	1 個	200T		
/					

1 用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

2 余白には斜線を引くこと

麻 薬 譲 受 証				年	月	日
譲受人の免許証の番号	第	号	譲受人の免許の種類			
譲受人の氏名（法人にあつては、名称）				①		
譲受人の麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第	号	氏名		①
	所在地					
麻薬業務所	名称					
品名	容量	筒数	数	量	考	

(注意) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 余白には、斜線を引くこと。

麻薬の管理・保管（法第 33 条、第 34 条）

- 1 麻薬診療施設において、施用し、又は施用のため交付する麻薬は、麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設にあつては麻薬施用者)が管理（受払、保管、廃棄等）しなければなりません。
- 2 麻薬診療施設で管理する麻薬は、その診療施設内に設けた「鍵をかけた堅固な設備」に保管しなければなりません。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫(重量金庫)で、施錠設備のあるものをいいます。(手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務机の引出し等は麻薬の保管庫とはなりません。)

また、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を保管する予定のない診療施設は、必ずしも麻薬保管庫の設置を要しません。但し、麻薬診療施設内で麻薬を施用する必要が生じ、保管することになった場合は、堅固な保管庫を設置してください。
- 3 麻薬保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の者の出入りが無い場所を選んでください。
- 4 麻薬保管庫内には、麻薬のほか覚せい剤と一緒に保管することができますが、その他の医薬品、現金及び書類等を一緒に入れることはできません。
- 5 麻薬保管庫は、出し入れの時以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。
- 6 麻薬を頻回に出し入れする診療施設においては、小出し用の麻薬保管庫を調剤室に設けて利用すると便利です。
- 7 病棟や手術室、集中治療室等の緊急に麻薬を施用する場所においては、麻薬を定数保管することができます。

定数保管制を採用した場合は、次によってください。

 - (1) 定数保管する麻薬の数量は盗難防止等を念頭におき、麻薬保管庫及び施設の麻薬の使用状況に応じ決めてください。
 - (2) 定数保管する麻薬は、麻薬保管庫に保管する必要があります。
 - (3) 麻薬を施用した場合は、診療施設で取り決めた時間内に、麻薬を施用した麻薬施用者が麻薬管理者に報告し、麻薬を定数に戻しておく必要があります。
 - (4) 定数保管制を採用しても麻薬が施用されるまでは麻薬管理者に管理責任がありますので、病棟に補助者をおいて管理すると便利です。
- 8 夜間、休日等で、麻薬管理者の不在により、麻薬の出し入れが困難な場合は、あらかじめ当直医師（麻薬施用者）が麻薬の仮払いを受け、麻薬管理者又は補助者が出勤した後に、施用票等（施用記録）とともに残余麻薬及び空アンプル等を麻薬管理者に返納してください。

9 麻薬施用者が往診用として麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出すこととし、施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞆に麻薬を入れたままにしないでください。

10 定期的に帳簿残高と在庫現品とを照合し、在庫の確認を行ってください。

麻薬の施用、交付（法第 27 条、第 30 条、第 33 条）

- 1 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付することはできません。
- 2 麻薬施用者は、疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付することはできません。
- 3 麻薬施用者は、麻薬中毒の症状を緩和するため、又はその中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付することはできません。
- 4 麻薬施用者は、その診療施設で麻薬管理者が管理する麻薬以外の麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。
- 5 施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たって、直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。（但し、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。）
なお、政府発行の封かん証紙で封がされているままで、麻薬を施用のため交付することはできません。
- 6 麻薬注射剤を分割して 2 人以上の患者に施用することは、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。
また、同一患者に麻薬注射剤を施用する際、手術等で数回に分けて連続して施用する場合であっても、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。
なお、施用残液のあるアンプル及び空アンプルは、麻薬管理者に返納してください。
- 7 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、入院患者等に対して分割して施用することは差し支えありません。その場合の施用残については、「施用に伴う消耗」として立会者の下で廃棄してください。
- 8 麻薬を調剤する場合、調剤の予備行為として、麻薬の 10%散（水）、1%散（水）、坐剤等を調整することは可能です。この場合、麻薬帳簿への記載が必要となります。
- 9 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。但し、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は、交付した麻薬を病棟看護師詰所等で保管、管理するよう指示してください。
入院患者が交付を受けた麻薬を患者自身で保管する際には、麻薬保管庫等の設備は必要ありませんが、紛失等の防止を図るため、麻薬管理者は患者に対して、保管方法を助言するなど注意喚起に努め、服用状況等を随時聴取し、施用記録等に記載するようにしてください。
なお、入院患者が交付された麻薬を不注意で紛失等した場合には、麻薬管理者は麻薬

事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高いときは、保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

- 10 転院等で入院患者が、他の麻薬診療施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際、麻薬管理者は、当該患者に継続施用する場合には麻薬帳簿に持参した患者の氏名と受け入れた麻薬の品名及び数量を（ ）書で記載し、残高には加えないでください。

当該麻薬を継続施用する際、麻薬管理者（麻薬施用者）は、患者の病状等により、病棟看護師詰所等で保管するか、又は患者に保管させるか等を適宜判断してください。なお、患者に保管させる場合は、必要最小限の量としてください。

当該麻薬を継続施用せず受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、元帳簿の備考欄若しくは補助簿（廃棄簿）に患者の氏名、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印してください。

麻薬処方せんの交付（法第 27 条）

麻薬を記載したいいわゆる「麻薬処方せん」は、麻薬施用者でなければ交付できません。

1 麻薬処方せんには、麻薬施用者自らが次の事項を記載しなければなりません。

- (1) 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
- (2) 患者の住所
- (3) 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
- (4) 処方せんの使用（有効）期間
- (5) 処方せんの発行年月日
- (6) 麻薬施用者の氏名(記名押印又は署名)、免許番号
- (7) 麻薬診療施設の名称、所在地

但し、院内処方せんの場合(その麻薬診療施設で診療に従事する麻薬施用者の麻薬処方せんによって薬剤師が調剤する場合)には、上記（2）、（4）、（7）の記載を省略することができます。

2 麻薬の処方日数は、基本的には患者の病態、通院の便等を考慮して医師が決める事項です。麻薬施用の初期や原疾患の悪化が進行する時期においては処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望まれます。

3 麻薬処方せんには、必ずしも「麻薬」と表記する必要はありません。しかし、管理の面から、他の処方せんと区別するため、麻薬処方せんの上部に「**麻**」と朱書きするか、麻薬の品名の下に朱線を引くとかにより区別して管理してください。但し、患者に不安を抱かせる場合等にはこの限りではありません。

4 麻薬処方せんに約束処方を記載する場合には、次の事項を守ってください。

- (1) 麻薬施用者と麻薬管理者及び薬剤師との間であらかじめ誤解のないように設定されたものであること。
- (2) 院内処方記載にのみ用いること。
- (3) 約束処方の名称に麻薬の品名及び数量を必ず併記すること。

例：

処方	リン酸コデイン	0.006g	
	アスベリン散	1.2g	
	塩酸メチルエフェドリン散	1.2g	分3 毎食後／○日分
記載	鎮咳1号（リン酸コデイン 60 mg）		分3 毎食後／○日分

「鎮咳1号」あるいは「H-1」のみの記載は不適當です。

5 調剤済みの麻薬処方せんは、院外処方せんの場合(麻薬小売業者が保管)は3年間、院内処方せんの場合(麻薬管理者が保管)は2年間の保管が義務付けられています。

6 麻薬注射剤及び麻薬坐剤の場合には、麻薬管理者が施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載する必要があるため、院内麻薬処方せんを使っての麻薬管理者への請求には、施用量を確認することができる複写式の施用票を用いると便利です。

7 調剤された麻薬を患者側に交付する際は、十分な服薬指導をしてください。なお、交付するものが麻薬であることを必ずしも伝える必要はありません。また、状況に応じ、残余麻薬は譲受可能であることをも含め十分に服薬指導をしてください。

(参考例)

麻薬施用票(散剤・水剤・錠剤用)

年 月 日

病棟		患者名		処方番号		
薬品名	散液錠			処方日	年 月 日	
施用記録				医師名	看護師名	備考
施用月日	施用回数	施用時間	施用量			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
/	/	:	g ml 錠			
返却日	/	施用数 残量	回分	g ml 錠	返却者	受領者

(参考例)

入院用麻薬処方せん(散剤・水剤・錠剤用)

年 月 日

(薬局控)

患者氏名		生年月日	年 月 日	年齢	才
病棟		カルテ番号		保険の種類	
施行者氏名		④	麻薬免許証 第 号		
処 方					
1 新規 2 継続 3 変更 4 追加 5 退院					
品 名					
分 量					
用法・用量					
使用期間					
		調剤者			
管理者	④	薬受領品者	④	備考	

(参考例)

入院用麻薬施用票(散剤・水剤・錠剤用)

年 月 日

(病棟・返却用)

患者氏名				生年月日	年 月 日	年齢	才
病棟			カルテ番号			保険の種類	
施用者氏名		⑩			麻薬免許証 第 号		
処 方				施用日時	施用回数	施用量	看護師印
1 新規 2 継続 3 変更 4 追加 5 退院 品 名 分 量 用法・用量 使用期間				/ :	/	g・T・ml	
				/ :	/	g・T・ml	
				/ :	/	g・T・ml	
				/ :	/	g・T・ml	
				/ :	/	g・T・ml	
				/ :	/	g・T・ml	
				/ :	/	g・T・ml	
		調剤者	⑩	返却日	施用残	返受領却者	⑩
				/	g・T・ml		
管理者	⑩	薬受領品者	⑩	返却者	⑩	点数合計	点

(参考例)

入院用麻薬注射せん

年 月 日

(薬局控え)

患者氏名				生年月日	年 月 日		年齢	才
病棟			カルテ番号			保険の種類		
施用者氏名		④				麻薬免許証 第 号		
規 格		品 名		数 量				
		% 注射液		Amp				
薬剤部	④	薬受領品者	④	医事課	④	点数合計	点	

(参考例)

入院用麻薬注射施用票

年 月 日

(薬局控え)

患者氏名				生年月日	年 月 日		年齢	才
病棟			カルテ番号			保険の種類		
施用者氏名		④				麻薬免許証 第 号		
規 格		品 名		数 量		施用数量	ml	
						施用残	ml	
		% 注射液		Amp		未使用 返却数	Amp	
薬剤部	④	薬受領品者	④	医事課	④	点数合計	点	

診療録（カルテ）の記載（法第41条）

- 1 麻薬施用者が麻薬を施用し、施用のため交付したときは、医師法又は歯科医師法等に規定する診療録に次の事項を記載する必要があります。
 - (1) 患者の氏名、性別、年齢、住所
 - (2) 病名及び主症状
 - (3) 麻薬の品名及び数量
 - (4) 施用又は交付の年月日
- 2 注射剤の数量の記載については、A(アンプル)単位の記載ではなく、実際に使用した数量を ml 単位で記載してください。
- 3 麻薬を継続して施用し、若しくは施用のため交付する際には、2回目以降についても、do、前同、〃、約束処方番号、保険点数等のみを記載するのではなく、その都度、麻薬の品名、数量を記載してください。
- 4 麻薬の品名の記載は、局方名、一般名、商品名又は簡略名(リンコデ、塩モヒ程度の略名であれば可)のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありませんが、同名の麻薬がある場合は規格（塩モヒ注 200 mg等）を記載してください。
- 5 医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか $\textcircled{\text{麻}}$ を朱書き又は押印してください。

なお、処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した施用票の写しを添付しても差し支えありません。
- 6 コカイン水のような処置用麻薬を施用した場合には、綿棒の数、スプレー数等を記載してください。
- 7 モルヒネ坐剤を施用した場合には、何mgの坐剤を何個施用したのかが分かるように記載してください。
- 8 モルヒネ水溶液等の水剤を連続して施用する場合には、何回分の処方の何回を施用したのかが分かるようにすると便利です。(例えば 15 回分の 3 回目の施用であれば麻薬の品名、数量とともに 3/15 と記載する。)
- 9 診察録の保存期間は、医師法又は歯科医師法により 5 年間と定められています。

麻薬管理帳簿の記載（法第 39 条）

- 1 麻薬管理者(麻薬施用者)は麻薬診療施設に麻薬管理帳簿を備え付け、麻薬の受払いについて、次の事項を記載しなければなりません。
 - (1) 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日
 - (2) 当該麻薬診療施設の開設者が廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
 - (3) 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日
 - (4) 当該麻薬診療施設で施用した麻薬(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)の品名、数量及びその年月日
 - (5) 事故届を提出した場合には、届け出た麻薬の品名、数量及びその事故年月日(届出年月日については備考欄に記載)

- 2 麻薬管理帳簿の記載等にあたっての留意事項
 - (1) 帳簿に関する留意事項
 - ア 麻薬管理帳簿は品名、剤型、濃度別に口座を設けてください。倍散(水)を予製したときは、それぞれの口座を設けてください。
 - イ 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。なお、脱着式（ルーブリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。
 - ウ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
 - エ 麻薬の受払い等をコンピューターを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を 1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
 - オ 帳簿の訂正には、管理者が訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を記入してください。修正液等は使用しないでください。
 - カ 帳簿の記載は、原則として麻薬の受入れ又は払出しの都度行ってください。
 - キ 麻薬注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル単位で記載してください。
なお、施用残を廃棄する場合は、廃棄数量を ml 単位で備考欄に記載してください。
 - ク 麻薬坐剤の受入れ、払出しの記録は、個（本）数単位で記載してください。
なお、分割した施用残は、廃棄することになりますが、廃棄数量を mg 単位で備考欄に記載してください。
 - ケ 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、麻薬施用者から返納された施用残の麻薬を他の職員を 1 名以上立会させて廃棄処分（焼却、放流、粉碎等）し、その旨を記載してください。
 - コ コカイン水を塗布した場合は、綿棒又は綿球の数、点眼した場合は滴数、噴霧した場合は回数について、その集計数を 1 日分の施用量として記載してください。

サ アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末、倍散等の秤量誤差については、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が他の職員立会の下に確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。

シ リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの10%散（水）、1%散（水）の口座については、受入れの数量、年月日を記載するのみで、個々の払出しについては記載する必要はありません。

(2) 受入れについての留意事項

ア 「受入れ」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載すること。麻薬譲渡証と麻薬の到達時期が相違するときは、麻薬譲渡証の日付を受入れ年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載すること。

イ 購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載すること。

ウ 患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合には、その麻薬を廃棄することとし、調剤済麻薬廃棄届出を知事あて提出すること。

(ア) 廃棄簿（補助簿）に記録する場合

「廃棄簿」を作成し、麻薬の品名、剤型毎（但し、塩酸モルヒネ水剤については、「塩酸モルヒネ水剤」とだけ記載し、含量を記載する必要はありません。）に口座を設け、譲り受け年月日、譲り受けた相手の氏名、廃棄届出年月日及び入院又は外来の別を記載し、廃棄の立会い者が署名又は記名押印すること。

このとき、麻薬管理帳簿には何も記載しないこと。

(イ) 麻薬管理帳簿に記載するとき

麻薬管理帳簿の受入れ欄に譲り受け数量を（ ）書きで記載し、譲り受け数量を残高には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた相手方の氏名、廃棄届出年月日及び入院又は外来の別を記載し、廃棄の立会い者が署名又は記名押印すること。

エ 再入院等になり患者が持参した麻薬を引続き施用する必要があるときは、麻薬管理帳簿に受入れることとし、受入れ年月日を記載し、受入れ数量は（ ）書きで記載し、受入れ数量を残高には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院後施用の旨を記載すること。

オ 入院患者に調剤された麻薬の一部又は全部が施用されず残余が生じたときは、病棟から返納された日をもって麻薬管理帳簿の受入れ欄に受入れ数量を（ ）書きで記載してください。

(ア) 受入れた麻薬を再利用する場合には、麻薬管理帳簿の受入れ欄の（ ）書きに※印を付すとともに、受入れ数量を残高に加え、備考欄に返納した患者の氏名を記載すること。

(イ) 受入れた廃棄する場合には、残高に加えず、備考欄に患者の氏名、廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、廃棄の立会い者が署名又は記名押印すること。

(3) 払出しについての留意事項

ア 麻薬注射剤の払出しは薬局から出庫した日ではなく、施用の日をもって帳簿からの払出しとして記載してください。(麻薬施用者から施用票、残余麻薬又は空アンプルを麻薬管理者に返納させ、施用日、施用量、残高を確認してください。)

なお、施用したアンプルの残余麻薬は施用に伴う消耗となりますから、この場合は調剤済み麻薬廃棄届出の提出の必要はありません。麻薬管理者が他の職員の立会いの下速やかに放流等の方法で廃棄し、備考欄に廃棄数量(ml単位)を記載するとともに、廃棄立会い者が署名又は記名押印すること。

イ 注射剤以外の錠剤、散剤、水剤、坐剤等については、麻薬処方せんによって調剤された日をもって払い出しの日として記載すること。

ウ 麻薬を施用し、又は施用のため交付した患者の氏名を記載すること。

エ 麻薬廃棄届に基づき麻薬を廃棄する場合には、県の麻薬担当職員の立会いの下で廃棄し、その麻薬の払出し欄に廃棄した麻薬の数量を記載するとともに、備考欄に立会った県の麻薬担当職員の署名を記載すること。

主な麻薬管理帳簿の記載例

1 注射液

品名	35mg オピスタン注射液	単位	A(1ml)		
年月日	患者氏名	受入	払出	残高	備考
H21. 2. 1				3	前年繰越
H21. 2. 3		30		33	〇〇会社から購入 製品番号△△
H21. 2. 3	山田 一郎		1	32	
H21. 2. 5	富士花子		1	31	残液 0.3ml 廃棄 立会者 ×山田男
H21. 2. 6			1	30	破損により流出 (H21.2.6 事故届)

- (注) 1 受入れの際は、備考欄に購入した卸売業者名及び製品番号を記載すること。
 2 譲受証の日付と、帳簿の受入れの日付は一致すること。
 3 例えば、1人の患者に1アンプル中 0.7ml を施用し、残液を廃棄した場合、払出欄に「1」と記載し、備考欄に「残 0.3ml 廃棄」と記載すること。(カルテには実際に施用した数量 0.7ml と記載する)
 4 注射後の施用残液の廃棄に当たっては、単独で行わず確実に立会人とともにを行い、備考欄に立会者が署名又は記名押印すること。

2 錠剤など

品名	MS コンチン錠 10mgPTP	単位	錠		
年月日	患者氏名	受入	払出	残高	備考
H21. 2. 1				20	前年繰越
H21. 2. 3		200		220	〇〇会社から購入 製品番号△△
H21. 2. 3	山本 一郎		16	204	
H21. 2. 5		※(4)		208	(入院)山田花子から返納
H21. 2. 6			8	200	変質により廃棄 立会人 H21. 2. 6 〇〇保健所 ○野×夫

- (注) 1 受入れの際は、備考欄に購入した卸売業者名及び製品番号を記載すること。
 2 譲受証の日付と、帳簿の受入れの日付は一致すること。
 3 入院患者に調剤された麻薬を再利用する場合には、返納月日を記載し、受入欄に※()書きで数量を記載し、受入れ数量を残高に加え、備考欄に返納のあった患者の氏名を記載すること。
 4 古くなったり、変質、破損等により使用しない麻薬(調剤していないもの)を廃棄届を出して廃棄した場合には、廃棄した年月日を記載し、払出欄に廃棄した数量を記載するとともに、備考欄に廃棄理由、廃棄に立会った県の麻薬担当職員の氏名等を記載すること。

3 塩酸モルヒネ末などのように倍散として使用するもの

(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除いた数、末剤)

(1) まず原末口座を作る。

品名	塩酸モルヒネ末	単位	g		備考
年月日	患者氏名	受入	払出	残高	
H21. 2. 1				3.0	前年繰越
H21. 2. 3		5.0		8.0	〇〇会社から購入 製品番号△△
H21. 2. 5			5.0	3.0	10%酸に調整

(2) 次に倍散の口座に移し、患者の氏名払出等を記入する。

品名	10%塩酸モルヒネ散	単位	g		備考
年月日	患者氏名	受入	払出	残高	
H21. 2. 1				5.7	前年繰越
H21. 2. 3		50.0		55.7	原末から調整
H21. 2. 7	山田太郎		0.3	55.4	
H21. 2. 8	山形花子		0.5	49.9	

4 リン酸コデイン・リン酸ジヒドロコデイン・塩酸エチルモルヒネ

(個々の施用・交付について払出しとして記載する必要はない。)

(1) まず原末口座を作る。

品名	リン酸コデイン末	単位	g		
年月日	患者氏名	受入	払出	残高	備考
H21. 2. 1				5.0	前年繰越
H21. 2. 3			5.0	0	10%散に調整
H21. 2. 5		25.0		25.0	〇〇会社から購入 製品番号△△
H21. 2. 7			5.0	20.0	10%散に調整

(2) 次に倍散の口座に移す。

品名	10%リン酸コデイン散	単位	g		
年月日	患者氏名	受入	払出	残高	備考
H21. 2. 1				3.5	前年繰越
H21. 2. 3		50.0		53.5	原末から調整
H21. 2. 5				7.5	残量秤量確認
H21. 2. 5		50.0		57.5	原末から調整

(注) 倍散を調整したときは、残量を秤量確認し残量として記載する。これに調整量を加え残高とすること。

5 塩酸コカイン液

(耳鼻科用、眼科用、歯科用など)

品名	1%塩酸コカイン散	単位	ml		
年月日	患者氏名	受入	払出	残高	備考
H21. 2. 1				10.5	前年繰越
H21. 2. 3	綿棒		30本		
H21. 3. 1				3.5	残量確認
H21. 3. 3	点眼		60回(又は滴数)		
H21. 3. 3				0	
H21. 3. 4		50.0		50.0	原末から調整
H21. 3. 5	スプレー		20個		
H21. 3. 6	綿球		16個		

- (注) 1 患者名は省略し、その日に施用した綿棒、綿球、点眼等の総計(本数、回数、滴数、個数)を1日分の施用量として記載すること。
- 2 1ヶ月に少なくとも1回以上残液量を計量し、前回の計量日から当該計量日までの施用量を算出し、その施用量及び残液量を容量又は重量単位で計量の都度記載すること。
- 3 予製量は、1ヶ月分以下(または50ml以下)とし、残液の不良化、不潔化の防止を図ること。

6 廃棄の記載例

(1) 廃棄簿の例

品名	MS コンチン錠 10mg			単位	錠		
年月日	受入数量	廃棄年月日	立会人署名	廃棄届年月日	廃棄方法	備考	
H21. 2. 1	3	H21. 2. 1	×山 ○男	H21.2. 8	放流	(入院)山田花子より返納	
H21. 2. 3	18	H21. 2. 8	×山 ○男	H21.2. 8	焼却	(外来)○本○夫の家族、○本○子持参	
H21. 2. 8	4	H21. 2. 8	×山 ○男	H21.2. 8	焼却	○田○一持参	

- (注) 1 受入年月日には、入院患者若しくは外来患者等から返納・譲渡された日付を記載する。
- 2 廃棄する場合には、他の職員立会いの下に実施すること。
- 3 廃棄した場合には、その実施年月日を廃棄年月日欄に記載するとともに、立会者に署名又は記名押印させること。
- 4 廃棄方法欄には、その都度、廃棄した方法を記載すること。
- 5 調剤済麻薬廃棄届は、廃棄実施後30日以内であれば、まとめて提出することもできる。
- 6 塩酸コカイン水及びブロンプトン液については、濃度毎に別口座にせず、「塩酸コカイン水」または「ブロンプトン液」とのみ記載することもできる。

(2) 麻薬管理帳簿の例

品名	MS コンチン錠 10mg	単位	錠		
年月日	患者氏名	受入	払出	残高	備考
H21. 2. 1				2,000	前帳簿から繰越
H21. 2. 1	山田一男 ほか4名		120	1,880	(注1)
H21. 2. 3		(20)		1,880	(入院)△田×司より返納 2/3 廃棄 2/15 調剤済廃棄届 立会者 ×山○男 (注2)
H21. 2. 3		※(10)		1,890	(入院)×山△治から返納 (注3)
H21. 2. 4		(18)		1,890	(外来)○村○道の家族、○村○子持 込 2/5 廃棄 2/15 調剤済廃棄届 立会者 ×山○男 (注4)
H21. 2. 5			125	1,765	変質により廃棄 立会人 H21. 2. 6 ○○保健所 ○野×夫 (注5)
H21. 2. 6		(6)		1,765	○田○一持参、入院後施用 2/8 死亡 2/9 2錠廃棄 2/15 調剤済廃棄届 立会者 ×山○男 (注6)

- (注) 1 患者数名に麻薬を払い出した場合、患者氏名は代表者ほか○名との記載でよい。
- 2 入院患者より返納を受けた麻薬を廃棄した場合、受入欄に譲り受けた数量を()書きで記載し、譲り受けた数量を残高に加えず、備考欄に入院患者の旨、麻薬を返納した患者氏名、廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印すること。
- 3 入院患者から返納を受けた麻薬を再利用する場合、病棟から返納された日をもって受入日とし、受入欄に受入数量を()書きで記載し、※印を付すとともに、受入数量を残高に加えること。備考欄に入院患者の旨、麻薬を返納した患者の氏名を記載すること。
- 4 外来患者から返納を受けた麻薬を廃棄した場合、受入欄に譲り受けた数量を()書きで記載し、譲り受け数量を残高には加えず、備考欄に外来患者の旨、患者氏名、返納した患者遺族の氏名、廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、廃棄立会者が署名又は記名押印すること。
- 5 麻薬廃棄届を提出し麻薬を廃棄した場合、払出欄に廃棄した麻薬の数量を記載し、備考欄に廃棄の理由、廃棄に立ち会った県の麻薬担当職員の氏名を記載すること。
- 6 外来患者が再入院、転院の際に持参した麻薬をそのまま患者に施用し、途中で患者が死亡したため残余麻薬を廃棄した場合、麻薬を持参して入院した日をもって受入日とし、受入欄に受入れ数量を()書きで記載し、受入数量を残高には加えず、備考欄に麻薬を持参した患者氏名、入院後施用の旨、死亡年月日、廃棄年月日、廃棄数量及び調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印すること。

麻薬管理帳簿の保存（法第 39 条）

- 1 麻薬管理者（麻薬管理者がない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）は、帳簿を使い終わったときは、帳簿を速やかに麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。
- 2 麻薬診療施設の開設者は、帳簿の引き渡しを受けたときは、最終の記載の日から 2 年間保存しなければなりません。

麻薬の廃棄（法第 29 条、第 35 条第 2 項）

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量及び廃棄の方法について、知事あてに「麻薬廃棄届」を届け出て、県の麻薬担当職員の立会の下に行わなければなりません。但し、麻薬処方せんにより調剤された麻薬(麻薬施用者自らが調剤した場合を含む。)については、廃棄後 30 日以内に知事あてに「調剤済麻薬廃棄届」を届け出なければなりません。

なお、注射剤及び坐剤の施用残については、届け出る必要はありません。

麻薬貼付剤については、施用後（貼付途中で剥がれたものを含む。）のものは通常の廃棄物として適切に処理してください。

1 廃棄の手続き

(1) 陳旧麻薬等の廃棄（法第 29 条）

古くなったり、変質等により使用しない麻薬、調剤過誤により使えなくなった麻薬等を廃棄しようとするときは、あらかじめ「麻薬廃棄届」を知事に届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄は保健所担当職員の指示に従ってください。

(2) 麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄（麻薬施用者自らが調剤した麻薬の廃棄を含む。）（法第 35 条第 2 項）

入院患者に交付される麻薬で患者の死亡等により施用する必要がなくなった場合、外来患者に施用のため交付された麻薬で患者の死亡等により麻薬診療施設に遺族等から届けられた場合、又は再入院、転入院の際に患者が持参し麻薬を施用する必要がなくなった場合は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が麻薬診療施設の他の職員の立会の下に廃棄してください。

廃棄は、焼却、放流、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難で適切な方法によってください。

また、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

なお、30 日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

(3) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄（施用に伴う消耗）

麻薬注射剤の施用残液及び I V H（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、知事に届け出ることなく、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）が、麻薬診療施設の他の職員の立会の下に放流、焼却等の適切な方法で廃棄してください。この場合、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払い出したときの備考欄に廃棄数量を記載し、立会者の署名又は記名押印をしてください。

2 廃棄届出書の記載方法等

(1) 「麻薬廃棄届」・「調剤済麻薬廃棄届」共通事項

ア 麻薬診療施設の場合は、麻薬診療施設の開設者(開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬診療施設の長(病院長)でも差し支えありません。)が届け出てください。

届出者が死亡、法人の解散の場合は、相続人、清算人等となります。

イ 「品名」の欄には、局方品にあつては局方品名等を、それ以外の場合は、一般名又は商品名を記し、同一名で麻薬の含有量(濃度)が異なる場合には濃度を付記してください。

自家製剤の品名には、本質を示す適切な名称を用い、同名称により含有する麻薬の名称・含有量が明らかとなる場合を除き、含有する麻薬の名称及び分量を()書きで付記してください。

ウ 「廃棄の方法」欄については、焼却、放流(錠剤の場合「粉碎後放流」)、酸又はアルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等と具体的に記載してください。

エ 「提出年月日欄」には、保健所に提出する年月日を記載してください。

オ 「届出者の住所」欄には、当該麻薬診療施設の所在地を記載してください。

カ 「届出者の氏名」欄には、氏名(①国、地方公共団体、法人の場合は、名称及び代表者氏名並びに所在地、②届出者が当該麻薬診療施設の長となる場合は、①に加えて当該麻薬診療施設の長の職名、氏名)を記載し、公印又は公印に準ずるもの(麻薬専用印等)を押印してください。

キ 作成に当たっては、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用して明確に記載してください。ゴム印による記入でも差し支えありません。

ク 修正には修正インク等を使うことなく、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正の責任を明確にするため訂正印又は欄外捨印(削〇〇字、加〇〇字)により行ってください。

ケ 届出書は、当該麻薬診療施設を管轄する保健所に1部提出してください。

(2) 麻薬廃棄届(事前の届出)の留意事項

ア 調剤前の麻薬を廃棄するときは、当該麻薬診療施設を管轄する保健所の麻薬担当職員(保健企画課医薬事係)と、廃棄の日時及び廃棄の場所(原則として当該麻薬診療施設)等をあらかじめ調整してください。

イ 別紙様式「麻薬廃棄届」により知事あてに届け出てください。

ウ 「廃棄の年月日」「廃棄の場所」欄には、アで調整した廃棄予定年月日、場所を記載してください。

エ 麻薬管理帳簿には、廃棄する麻薬の品名及び数量、「麻薬廃棄届」の提出年月日を記載してください。

オ 実際の麻薬の廃棄については、麻薬管理者が保健所担当職員の立会いの下に廃棄し、麻薬管理帳簿には立会人が立会いの日付、所属(又は職名)及び署名又は記名押印をします。

(3) 調剤済麻薬廃棄届(事後の届出)の留意事項

ア 麻薬管理者が調剤後の麻薬を廃棄するときは、廃棄の際に当該麻薬診療施設の他の薬剤師又は関係職員の立会いの下に廃棄してください。

イ 麻薬管理帳簿には、廃棄した麻薬の品名及び数量、その年月日、備考欄に「調剤済麻薬廃棄届」の提出年月日を記載し、立会人から職名及び署名又は記名押印してもらってください。

ウ 調剤等により他剤と混合した麻薬の場合は、品名及び数量欄は、次の例のように具体的に記載してください。

(例)

廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄した麻薬	塩酸モルヒネ末 (10%散)	1 g 廃棄 (100mg)	平成○年 ○月○日	山形太郎

廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄した麻薬	塩酸モヒ注 10 mg	20ml 廃棄 (1.5mg)	平成○年 ○月○日	東北花子

エ その他、凍結乾燥した注射剤等で水溶液等を用いて希釈し施用する製剤を廃棄する場合には、数量 (ml) とその濃度 (g/ml) を併記するようにしてください。

オ 廃棄後 30 日以内に、別紙様式「調剤済麻薬廃棄届」により知事あてに届け出てください。

30 日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出できますので、調剤済麻薬の廃棄が 30 日以内に多数回ある施設は、麻薬管理帳簿のほか補助簿として「廃棄簿」を作成しておくこと、届け出に便利です。

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	平成 年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
廃棄しようとする麻薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日 住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては名称)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>山形県知事 殿</p>			

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	平成	年	月	日
免許の種類			氏名				
麻薬業務所	所在地						
	名称						
廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名			
廃棄の方法							
廃棄の理由							
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 殿 ㊟</p>							

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをい

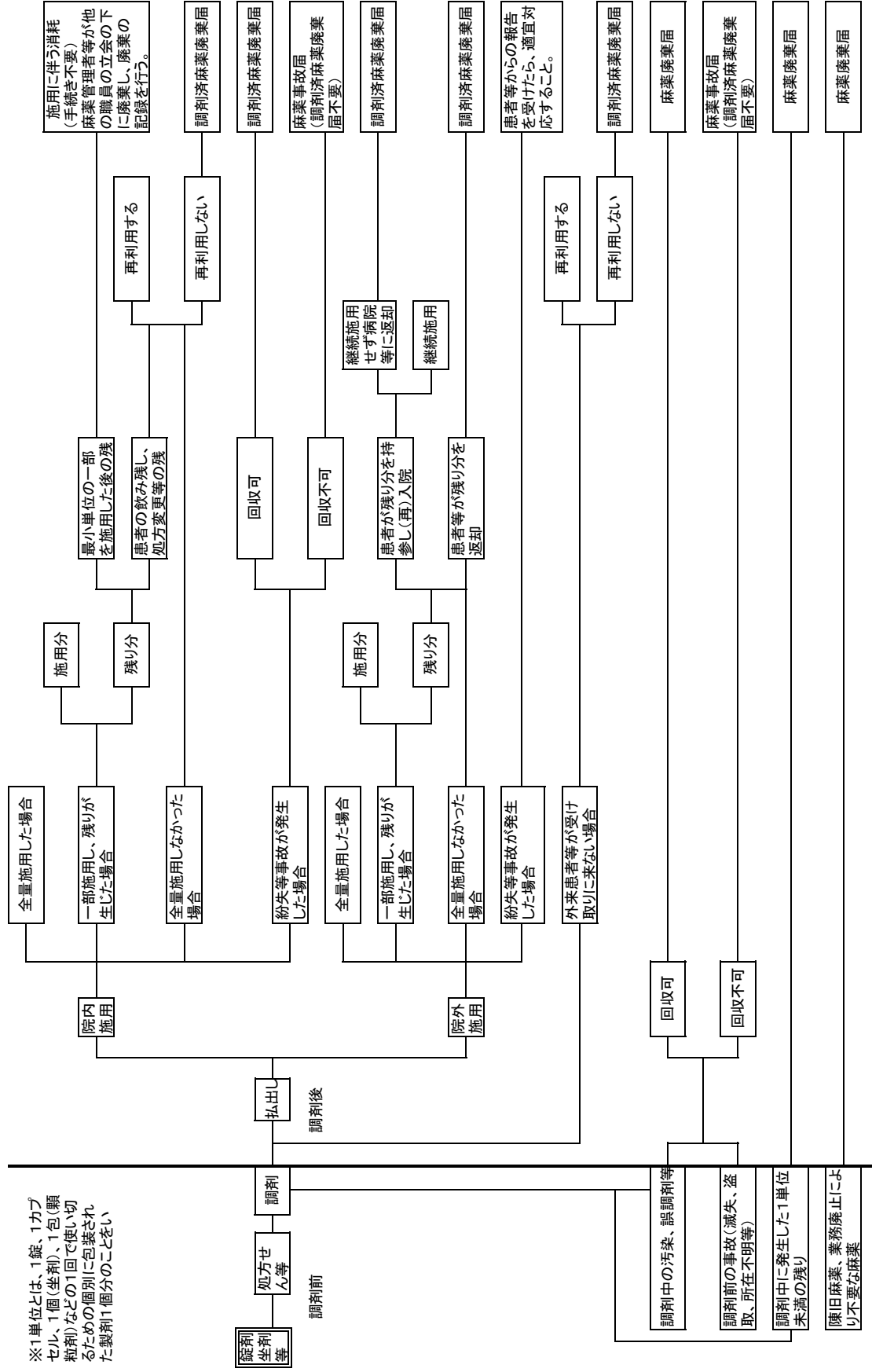


図1 1単位を有する剤型の場合(錠剤、カプセル剤、坐剤等)

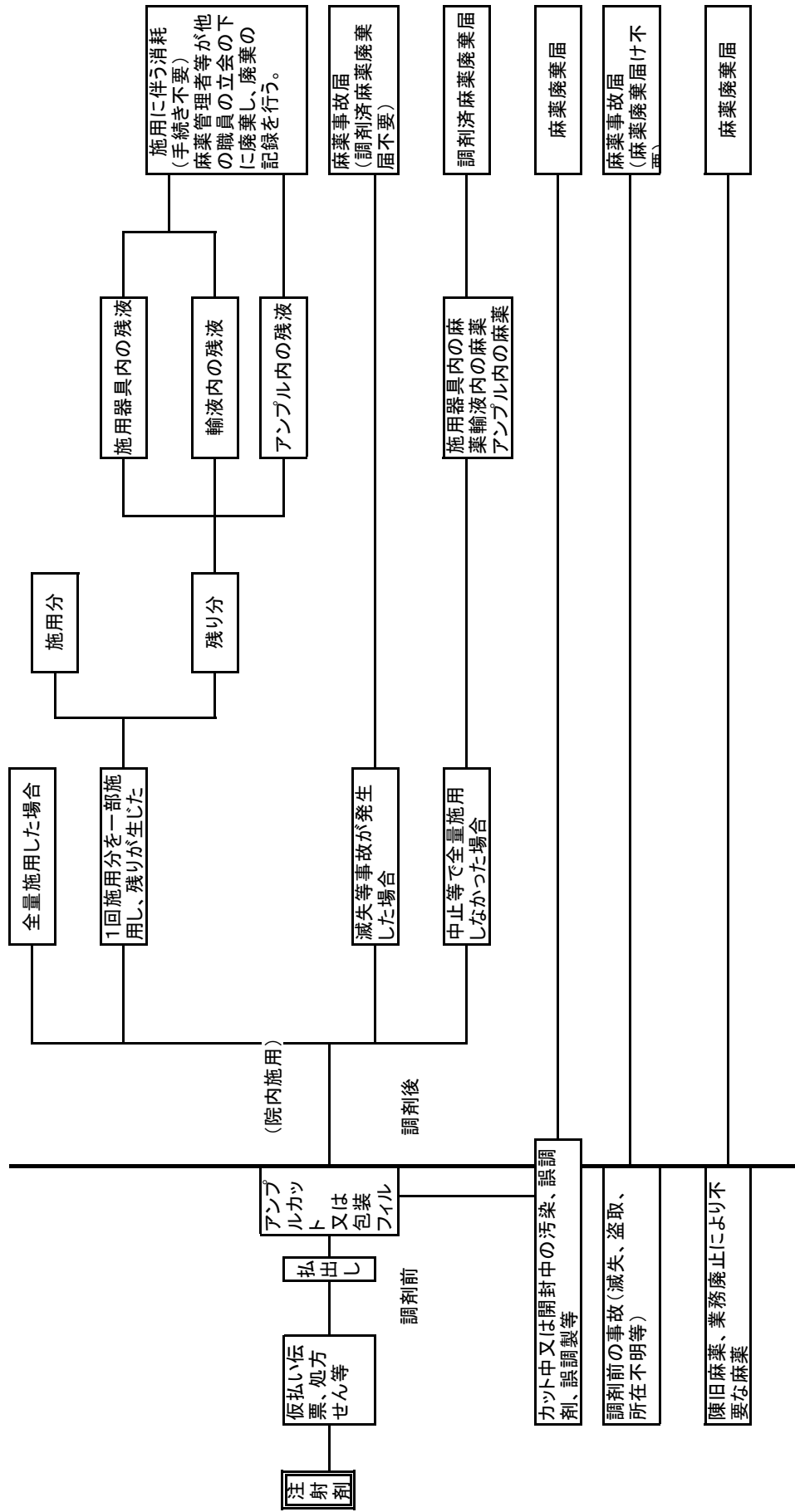


図2 院内施用の注射剤の場合

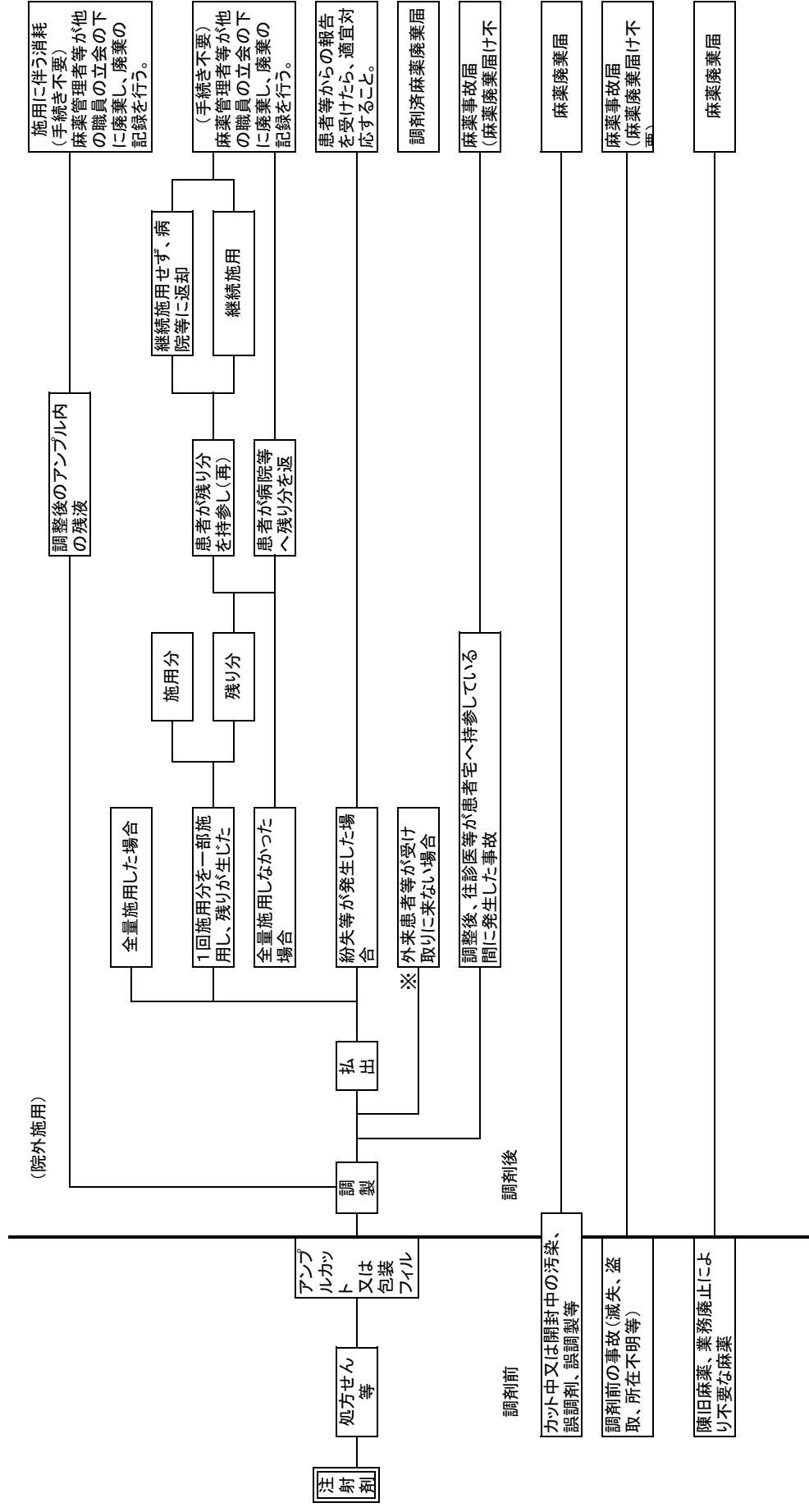


図3 院外施用の注射剤の場合(連続注入器等)

注:在宅患者に直接アンプル毎の交付はしないこと。
 ※患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨告げ退出した場合等が該当する

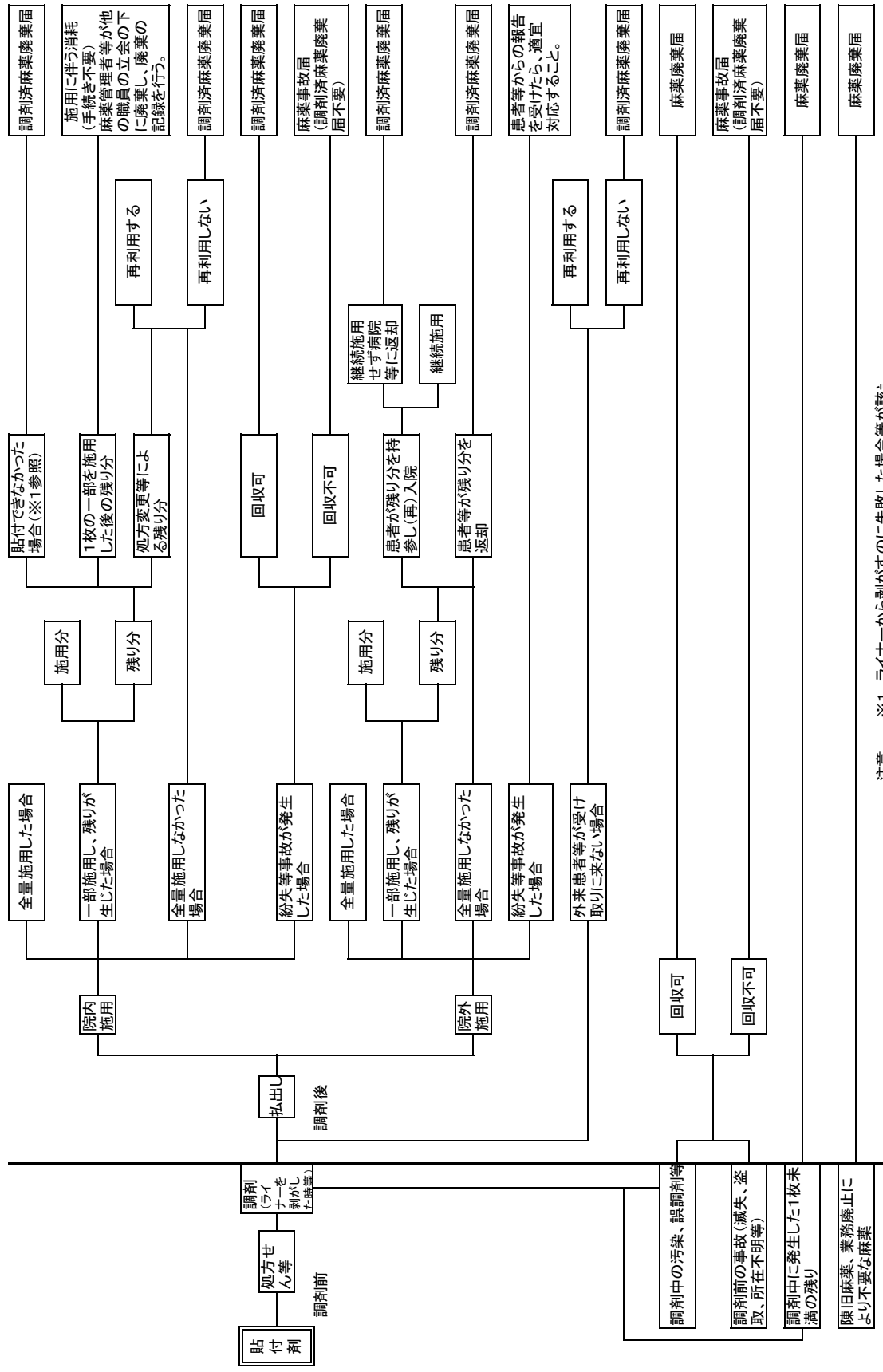


図4 貼付剤の場合

注意 ※1 ライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当
 ※2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合、施用済みとして処理
 ※3 院内で使用済みの貼付剤(上記※2の場合も含む。)については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄すること。

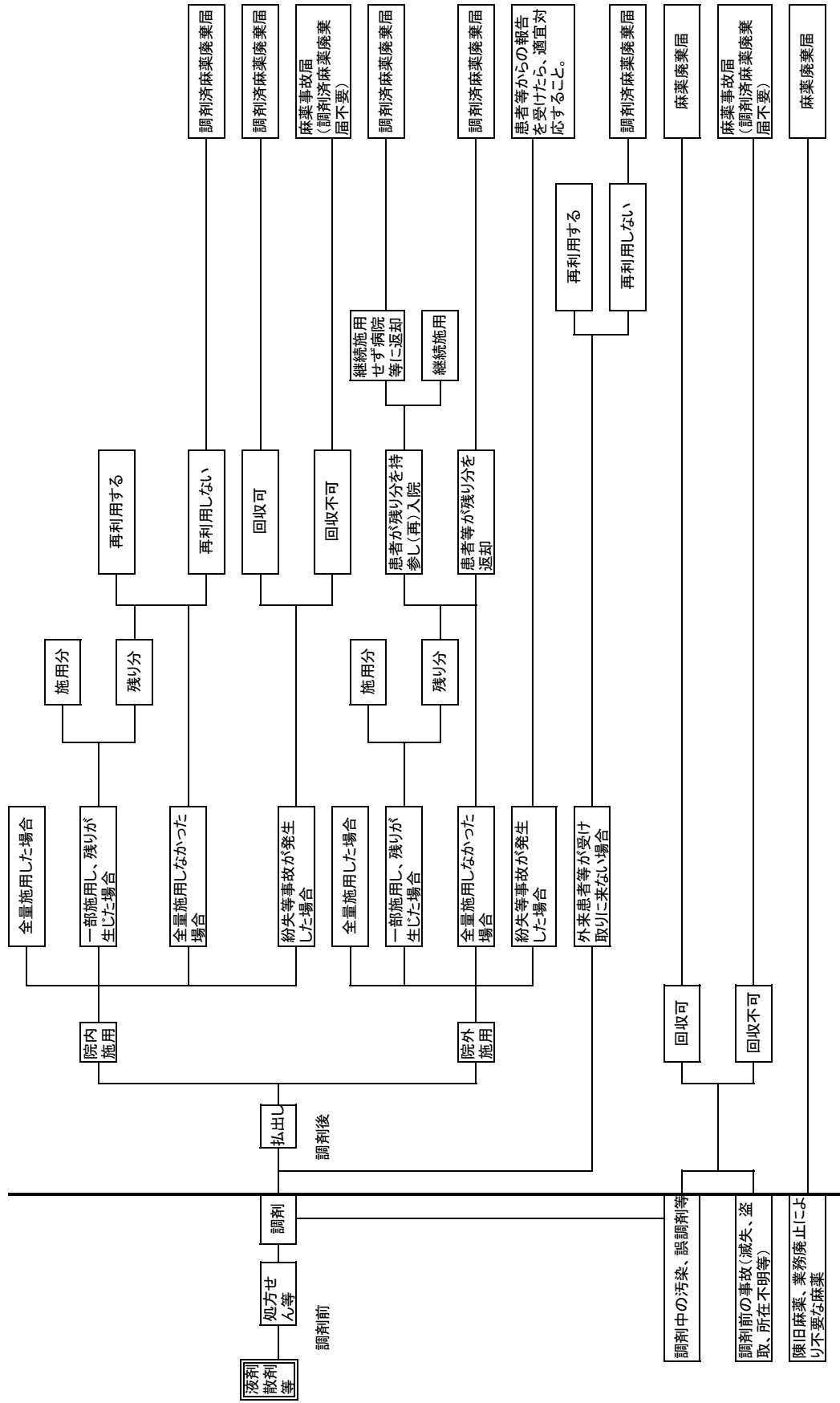


図5 その他の場合(液剤、散剤等)

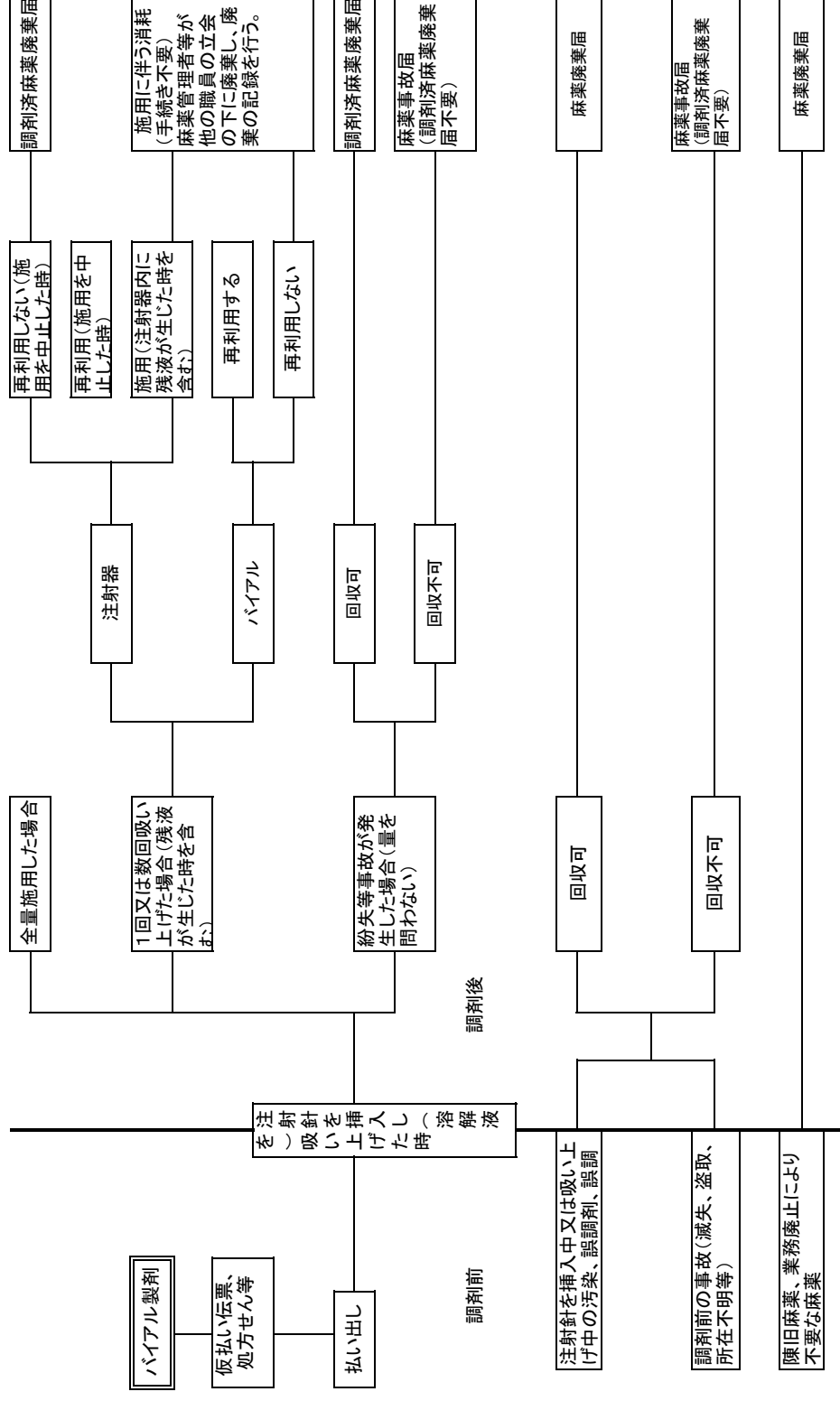



図6 バイアル製剤の場合

麻薬の事故届（法第 35 条）

麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、管理している麻薬につき、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を別紙様式「麻薬事故届」により知事あてに届け出てください。

- 1 「麻薬事故届」の「事故発生状況」欄の記載は、明瞭に記載してください。
なお、特に「どのような事故なのか」「なぜ事故が発生したのか」については明瞭かつ詳細に記載してください。また、欄内に収まらない場合は別紙にわたっても差し支えありません。
- 2 麻薬を盗取されたときには、速やかに警察署にも届け出てください。
- 3 麻薬事故届は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）名で提出してください。
- 4 「麻薬事故届」を提出した場合には、麻薬管理帳簿（麻薬受払簿）の備考欄にその内容を記載し、「麻薬事故届」の写しを保管してください。
- 5 通常、アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事故及び経過を詳細に記入した「麻薬事故届」を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。
- 6 末、散、錠剤等の容器が破損した場合には、麻薬を回収し、回収した麻薬について「麻薬廃棄届」を提出して、県の麻薬担当職員の立会いの下において廃棄してください。
また、回収できなかった麻薬については、「麻薬事故届」を提出してください。
- 7 調剤時に麻薬の破損等を発見した場合にも破損麻薬について「麻薬事故届」及び「麻薬廃棄届」を提出してください。
※「麻薬廃棄届」を提出した麻薬も、廃棄の立会日まで麻薬保管庫に入れて管理保管してください。
- 8 提出先と提出部数
当該麻薬診療施設を管轄する保健所に1部提出してください。
※再発防止のための改善計画書をあわせて提出してください。

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
麻薬業務所	所在地		
	名称		
事故が生じた麻薬	品 名	数	量
事故発生の状況 (事故発生年月日) (場所、事故の種類)			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 住 所 氏 名 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 山形県知事 殿 </div>			

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

麻薬中毒者診断届及び転届届（法第58条の2）

1 麻薬中毒者診断届の提出

医師は、診察の結果その患者が麻薬中毒者であると診断したときは、速やかに「麻薬中毒者診断届」により、その氏名、住所、年令、性別及び中毒症状の概要、診断年月日、医師の住所（病院等の名称及び所在地）及び氏名等について、その患者の居住地の都道府県知事に届け出てください。

長期入院患者の住所と入院先の病院等の所在地を異にする場合は、長期入院先の知事に届け出てください。

2 麻薬中毒者転届届の提出

「麻薬中毒者診断届」に係る患者が死亡、転院等したときは、速やかにその患者の氏名、麻薬中毒者診断届の年月日、転届等の事由、転届等の年月日を「麻薬中毒者転届届」により知事に届け出てください。

3 麻薬中毒の概念等

- (1) 麻薬中毒とは、麻薬(ヘロイン、モルヒネ、コカイン等)、大麻又はあへんの慢性中毒をいいます。

麻薬中毒とは、麻薬に対する精神的、身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的、身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではありません。

- (2) 麻薬を常用して通常2週間を超えるときは、麻薬に対する精神的身体的依存を発呈しうるものですが、これはヘロイン等の不正施用で中毒となるときの一応の目安であり、医療麻薬を適正に施用した際にはこのような目安は参考になりません。

緩和医療目的で、医療用麻薬を適正に施用している場合には、中毒にならないと学会等で報告されています。したがって、患者が麻薬中毒であるか否かの判断は、単に施用期間の長短によって診断することのないよう留意してください。

麻薬中毒者診断届(医療用)

年 月 日

山形県知事

殿

病院又は診療所の所在地

名 称

医師の住所

氏 名

㊦

麻薬及び向精神薬取締法第58条の2第1項の規定により、麻薬中毒者について下記のとおり届出します。

ふり 氏	がな 名		男・女	年 月 日生 (才)
住	所			
診 断	年 月 日			
麻 薬 中 毒 症 状 の 概 要				
備 考	病 名			
	中 毒 麻 薬 名		1日の施用 (投与)量	
	施 用 (投 与) 期 間		職 業	

麻薬中毒者転帰届(医療用)

年 月 日

山形県知事

殿

病院又は診療所の所在地
名 称

医師の住所
氏 名

㊦

年 月 日付で届けました下記の者は、年 月 日
転帰(死亡、治ゆ、転医)したので届けます。

記

住 所

氏 名

(男・女)

年 月 日生

(才)

(備 考)

- (注) 1 転帰の理由に○印を付けること。
2 転医の場合は転医先を記載すること。

麻薬の譲渡（法第24条）

- 1 麻薬施用者が麻薬を施用し、又は施用のため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者は、麻薬を譲り渡すことはできません。

但し、治験薬の譲渡、不良品の返品等特殊な場合については、法第24条第11項の規定に基づき、東北厚生局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができます。

この場合には、「麻薬譲渡許可申請書」を東北厚生局長あてに届出し、事前に許可を得てください。（提出先は、山形県健康福祉部保健薬務課になります。）

同一開設者が開設する麻薬診療施設間において受け渡しをする場合でも、東北厚生局長の許可が必要です。

譲渡許可を申請した麻薬は、東北厚生局長の許可があるまで、その施設で厳重に保管してください。

- 2 麻薬施用者は、自ら指示をして、診療施設の薬剤師又は患者の看護に当たる看護師に麻薬及び麻薬処方せんを患者宅に届けさせることができます。

麻薬施用者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた看護又は介護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬及び麻薬処方せんを手渡すことができます。

その際、不正流出等防止のため、看護師、ホームヘルパー、ボランティア等が患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認し、診察時等には、患者が指示どおり麻薬を施用していることを患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

麻薬譲渡許可申請書

譲渡人	免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日	
	免許の種類								
	麻薬業務所	所在地							
名称									
譲り渡そうとする麻薬		品名	容量	筒数	数量				
譲渡先	免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日	
	免許の種類								
	麻薬業務所	所在地							
		名称							
氏名 (法人にあっては、名称)									
譲り渡しの理由									
<p>上記のとおり、麻薬を譲り渡したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称）</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p>厚生労働大臣（東北厚生局長） 殿</p>									

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

業務の廃止(第7条)

免許の有効期間内に、次の事由が発生したときは、15日以内に免許証を添えて「麻薬取扱者業務廃止届」を知事あてに提出しなければなりません。

1 麻薬施用者

- (1) 麻薬の施用業務を廃止したとき。
- (2) 麻薬診療施設を廃止したとき。
- (3) 県外に転出したとき。
- (4) 資格(医師、歯科医師、獣医師)を失ったとき。
- (5) 死亡したとき。(相続人、財産管理人が手続きを行う。)

2 麻薬管理者

- (1) 麻薬管理業務を廃止したとき。
- (2) 麻薬診療施設を転勤したとき。
- (3) 麻薬診療施設を退職したとき。
- (4) 麻薬診療施設が移転したとき。
- (5) 麻薬診療施設の開設者が変わったとき。(個人から法人又は法人から個人への変更を含む)
- (6) 麻薬診療施設が診療所から病院又は病院から診療所になったとき。
この場合、麻薬管理者の免許が切れないよう、新たな麻薬管理者の免許を速やかに取得してください。
2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設にあつては、麻薬管理者により管理された麻薬でなければ、麻薬施用者といえども麻薬を施用することはできません。

3 麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなったときは、「免許の失効による麻薬所有量届」を提出する等麻薬診療施設閉鎖に伴う手続きをしなければなりません。

4 提出先と提出部数

当該麻薬診療施設を管轄する保健所に1部提出してください。

麻 薬 業 務 (研 究) 廃 止 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
氏 名			
業務(研究)廃止の事由 及びその年月日			
<p style="text-align: center;">上記のとおり、業務（研究）を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">山形県知事 殿</p>			

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出書の題名の空欄に、廃止する免許の種類（麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者）を記載すること。
- 3 県外転出の場合は、転出先を明記すること。
- 4 死亡、解散の場合は、その相続人、財産管理人が届出義務者となる。
- 5 麻薬の免許証を添付すること。

麻薬診療施設の閉鎖（廃止）（法第 36 条）

1 届出

麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合（例えば、診療施設を廃止又は移転したり、開設者が個人から法人に変更になったり、法人が解散したり、その開設許可を取り消されたり、麻薬施用者が一人もいなくなった場合等）は、15日以内に別紙様式「免許の失効による麻薬所有量届」により現に所有する麻薬の品名、数量を知事あてに提出しなければなりません。

所有している麻薬がない場合であっても、届け出する必要があります。

2 麻薬の譲り渡し

麻薬診療施設でなくなったときは、所有する麻薬を麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に限り、東北厚生局長の許可を受けることなく、山形県内の麻薬営業者（麻薬卸売業者等）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

但し、譲り渡した日から15日以内に別紙様式「麻薬譲渡届」を知事あてに提出しなければなりません。

なお、麻薬が譲渡できない場合は、当該麻薬については、麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に知事に届け出て、県の麻薬担当職員又は保健所担当職員の立会いの下に、全て廃棄することになります。

3 提出先と提出部数

当該麻薬診療施設を管轄する保健所に1部提出してください。

免許の失効による麻薬所有量届

山形県知事	殿	平成 年 月 日
住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) 続 柄 氏 名 (法人にあつては、名称) 印		
下記のとおり、麻薬の所有量について届け出ます。		

免 許 の 種 類			
免 許 の 番 号	第 号	免許年月日	年 月 日
氏 名			
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
届 出 の 事 由			
届出事由発生年月日			
所有する麻薬の 品名及び数量	品 名	数 量	
備 考			

麻 薬 譲 渡 届

平成 年 月 日

山形県知事 殿

住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

続 柄

氏 名 (法人にあつては、名称) 印

麻薬を譲渡したので次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	免許の種類			免許番号	第 号
	麻薬業務所	所在地			
		名 称			
	開設者等	住 所			
氏 名					
譲 渡 年 月 日					
譲 渡 し た 麻 薬	品 名			数 量	
譲 受 者	免許の種類		麻薬 者	免許証の番号	第 号
	麻薬業務所	所在地			
		名 称			
	開設者等	住 所			
氏 名		印			

免許証の返納（法第8条）

麻薬施用者及び麻薬管理者は、次の事由が生じたときは15日以内に免許証を添えて「麻薬取扱者免許証返納届」を知事あて提出しなければなりません。

- 1 有効期間が満了したとき
- 2 行政処分により、免許を取り消されたとき

但し、有効期間が満了した場合であっても、麻薬業務を以降全く行わない場合は、返納届ではなく、「麻薬取扱者業務廃止届」を提出してください。

麻薬

免許証返納届

免許証の番号		第	号	免許年月日	平成	年	月	日
麻薬 業務所	所在地							
	名称							
氏名								
免許証返納事由 及びその年月日								
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 ㊞</p> <p>山形県知事 殿</p>								

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 届出書の題名の空欄に返納する免許証の種類(麻薬施用者、麻薬管理者)を記載すること。
- 3 麻薬の免許証を添付すること。

麻薬年間報告書（法第 48 条）

1 麻薬管理者(麻薬管理者がない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者)は、毎年 11 月 30 日までに、次の事項を「麻薬間報告」により知事あてに届け出なければなりません。

- * 前年の 10 月 1 日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名、数量
- * 前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名、数量
- * その年の 9 月 30 日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名、数量

2 記載上の留意事項

- (1) 数量の記載は、必ず 9 月 30 日現在の在庫麻薬を計数又は計量して現品量を確認し、麻薬管理帳簿残高と合致しているかどうか照合したうえで行うこと。
- (2) 品名欄は、略号・略記号等使用せず、また、同じ品名のもので含有量や包装形態が異なれば別品目として記載すること。また、自家予製の倍散、倍液は原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載すること。
- (3) 受入欄には、次のア～エの数量を合わせた数量を記載すること。
 - ア 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量
 - イ 外来又は入院患者等から返納された麻薬で、再利用した数量
 - ウ 別の診療施設から転入院時持参された麻薬であつて、受入れ後患者本人に施用(再利用)した数量
 - エ 返納を受けたが、報告書作成時点において廃棄処理するか、再利用するか処分保留して保管している数量(やむを得ず期を越して保有する場合であり、原則としてこのような事態が生じないように速やかな処理を行ってください。)なお、通常、麻薬管理帳簿上受入れ分として記載されない返納された後に調剤済麻薬廃棄届により処理した数量については、受入欄に記載する必要はありません。
 - ※ エの処分保留保管数量が期末在庫数量に含まれることになるが、この保管分について次の時期に調剤済麻薬廃棄届出による処理をした場合には、次期報告の期始在庫数量は、前記報告の期末在庫数量から差し引いた数(すなわち麻薬管理帳簿上の次期期始残高数量と同数)を記載すること。再利用した場合にも同様とし、再利用分の受入れについては次期の受入れ数量に加えること。
- (4) 払出欄には、施用し又は施用のため交付した麻薬の数量(麻薬管理帳簿上通常の払出し数として記載されている量)を記載すること。このとき、汚染、変質等で麻薬廃棄届出により廃棄したり、事故による滅失分につき事故届を提出した場合等麻薬管理帳簿上で払出し数に含まれている分については、これらを含めた数量を払出し数量として払出欄に記載すること。
- (5) 備考欄には次のア～オの数量をそれぞれ別に記載すること。
 - ア 麻薬廃棄届により廃棄した数量(調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載する必要はありません。)
 - イ 事故届出をした数量
 - ウ 外来又は入院患者から返納された麻薬で再利用した数量
 - エ 外来又は入院患者等から返納等された麻薬で麻薬廃棄届出により処理した数量
 - オ 報告書作成時点で処分保留している数量また、自家予製剤の場合はその旨を、アヘンチンキ等の自然減量、秤量誤差により麻薬管理帳簿を訂正した場合はその旨も記載すること。

(6) 麻薬診療施設において所有する麻薬で、1年間使用しなかった麻薬についても報告すること。また、1年間所有又は施用しなかった麻薬についてもその旨を記載すること。

3 報告の用紙は、管轄保健所から毎年配布されます。

4 報告書を記載するときは、記入要領及び記載例を十分に読み、誤りのないよう確認してください。

(記載例)

平成〇〇年麻薬年間報告書

山形県知事 〇〇〇〇 殿

(業務所)所在地 山形市松波 2-8-1

報告年月日 平成〇〇年〇月〇日

名称 山形県庁病院

(免許証の番号) 〇〇〇〇〇〇 (免許の種類) 麻薬管理者 氏名 〇〇 〇〇 ㊦

品名	包装単位	期始在庫 (前年の10月1日所有数量)		受入 総数量	払出 総数量	期末在庫 (本年の9月30日所有数量)		備考
		個数	総数量			個数	総数量	
MS コンチン錠 10mg	100錠	2	150	325	229	3	246	廃棄届 6錠 ⑤ 再利用 25錠 ② 調剤済麻薬廃棄届 16錠(4) ⑦
塩酸モルヒネ注 50mg	10A	1	8	500	487	3	21	廃棄届 10A ⑪ 事故届 破損 3A ⑫ 調剤済麻薬廃棄届 5A ⑬

<記載例の説明>

(1) MS コンチン錠 10mg (1瓶 100錠入) の場合は、次のような例です。

受入総数量 (①+②+③) = 325

① (卸売業者からの購入数量) = 300

② (返納された麻薬 (※1) で再利用した数量) = 25

③ (処分保留して保管している数量) = 0

払出総数量 (④+⑤+⑥) = 229

④ (通常の払出し数量) = 223

⑤ (廃棄届処理した数量) = 6

⑥ (事故届処理した数量) = 0

⑦ (調剤済麻薬廃棄届処理した数量) = 16 (当該施設交付 (施用) の返納分 12、他施設交付を患者持参として受入分 4)

(2) 塩酸モルヒネ注 (50mg/5mLA (※2)) (1箱 10管入) の場合は、次のような例です。

受入総数量 (⑧+⑨) = 500

⑧ (卸売業者からの購入数量) = 500

⑨ (処分保留して保管している数量) = 0

払出総数量 (⑩+⑪+⑫) = 487

⑩ (通常の払出し数量) = 474

⑪ (廃棄届処理した数量) = 10

⑫ (事故届処理した数量) = 3

⑬ (調剤済麻薬廃棄届処理した数量) = 5

※1 払出し後返納された又は他の医療機関から交付され患者持参として受入れた麻薬の扱いについて

- (1) 再利用しない場合： 受入数量、払出数量には加算しません。調剤済麻薬廃棄届の数量に加算して備考欄に記載します。
- (2) 再利用する場合： 受入数量及び払出数量に加算します。備考欄に再利用数量を記載します。

※2 塩酸モルヒネ注（50mg／5mLA）は、塩酸モルヒネ注（10mg／1mLA）と区別するため、品名と単位を分けずに記載する場合等においては
塩酸モルヒネ注 5mL／A又は塩酸モルヒネ注 5mLA
と記載します。

立入検査（法第 50 条の 38）

麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 38 の規定により、麻薬取締員及び立入検査をする職員は、随時麻薬診療施設等麻薬業務所に立入検査を行います。

立入検査は、麻薬の適正な保管、管理等が行われるように実施しているものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

関 係 官 公 所

官 公 所 名	所 在 地	電話番号
東北厚生局麻薬取締部	〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 2-23 仙台第二合同庁舎内	022-221-3701
山形県健康福祉部 保健薬務課薬務担当	〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1	023-630-2333
村山保健所保健企画課 医薬事室医薬事担当	〒990-0031 山形市十日町一丁目 6-6	023-627-1248
最上保健所保健企画課 医薬事担当	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1257
置賜保健所保健企画課 医薬事担当	〒992-0012 米沢市金池三丁目 1-26	0238-22-3872
庄内保健所保健企画課 医薬事担当	〒997-1392 三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-4738

質 疑 応 答 集

Q 1 病院の医局において、主任医師が麻薬施用者であれば、その医局員である他の医師は麻薬施用者でなくとも麻薬を施用することはできますか。

A 麻薬施用者でない医師は、麻薬の施用はできません。麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付する者は、すべて麻薬施用者の免許を取得しなければなりません。

Q 2 病院等において、前任の麻薬管理者が退職し、若しくは転任した場合、後任者の発令が遅れ、あるいは、その着任が遅れた場合、どのようにしたらよいですか。

A 単に着任が遅れている場合は、あらかじめ免許の申請を行い、辞令の発令が遅れている場合は、早急に次席者等適任者を麻薬管理者とするようにしてください。

Q 3 麻薬管理者、麻薬施用者の同一都道府県内の業務所の移転は、麻薬及び向精神薬取締法第9条の規定により、免許証の記載事項の変更として処理してよろしいでしょうか。

A 麻薬管理者については、移転前の業務所における麻薬管理者免許の業務廃止の届出と移転先の業務所における新たな免許申請の手続きが必要となります。

麻薬施用者については、麻薬及び向精神薬取締法第9条の規定による免許証の記載事項変更届が必要です。

Q 4 私の開設する病院は県境に近いので、隣県の麻薬卸売業者が距離的に近く、何かと便利なので、隣県の麻薬卸売業者から麻薬を購入してもよいですか。

A 麻薬卸売業者は免許を受けた業務所のある都道府県内でしか麻薬の譲渡をすることはできません。したがって、県外の麻薬卸売業者から麻薬を購入することはできません。

Q 5 A病院で保有する麻薬注射剤が品切れとなったため、とりあえず、B病院から麻薬注射剤を借り受け、後日購入してこれを返却しました。このような行為は行ってもよいのでしょうか。

A 麻薬の賃借は麻薬を不正に譲渡・譲渡したことになり、貸した方が麻薬の譲渡違反、借りた方が麻薬の譲受違反になり、また、返却が行われた場合には、返却側が麻薬譲渡違反、返却を受けた側が麻薬譲受違反となります。

Q 6 A病院とB病院の開設者が同一人の場合、麻薬の購入をA病院で一括して行い、その麻薬の一部をB病院に分配することはできますか。

A 麻薬診療施設の開設者は、麻薬卸売業者以外の者から麻薬を譲り受けることはできません。また、麻薬診療施設の開設者が同一人であっても、その施設ごとに開設者は別人とみなされ、設問のような行為は、麻薬の譲渡・譲受となります。したがって、麻薬は各施設ごとに別々に購入しなければなりません。

Q 7 麻薬診療施設の開設者が麻薬を購入する際には、あらかじめ麻薬譲受証を麻薬卸売業者に交付するか、又は現品と引き換えに麻薬譲受証を交付すべきものではありませんか。

A 麻薬及び向精神薬取締法では、麻薬譲受証は単なる物の受領証ではなく、法定の注文書でもあります。すなわち、予め譲受側は麻薬譲受証を相手方に交付し、又は双方で同時に麻薬譲渡証、麻薬譲受証を交換することにより、その都度相手方の資格及び取引する麻薬の品名・数量等を確認したうえでなければ麻薬の受渡しはできません。したがって、麻薬譲受証は現品の受渡しに先立って、又は現品と引き換えに相手方に交付しなければなりません。

Q 8 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けるとき、開封のうえ、相互に内容を確認する必要がありますか。

A 原則として相互に内容を確認してください。なお、相互に確認した時点において、破損アンプル等を発見した場合は、譲渡者が破損品等について麻薬事故届を提出することになります。しかし、相互の確認がなかった場合は、譲受者が麻薬事故届を提出することになります。

Q 9 外来患者にも麻薬を処方してよいですか。

A 処方できます。麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 1 項により、麻薬診療施設の開設者が施用のため交付される麻薬を患者に譲り渡すことが認められています。ただし、麻薬注射剤を施用のためアンプルのまま交付しないでください。

施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たっては、薬液を取り出せない構造で、麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。（ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。）

Q10 在宅患者の手元に残ったモルヒネ製剤はどのように廃棄すべきですか。特に、まだ患者の手元に残っていると考え薬局から患者に確認したところ、残っていないと回答があった場合にはどのようにしたらよいですか。

A がんの告知の問題もあり、返却を求めるか否かはケースバイケースで判断する必要があります。問のように、患者の手元に残っていないと回答があった場合には、それ以上の対応は必要ないと考えます。

Q11 患者が死亡した後、自宅に残った麻薬について、病院側から返却を求めた方がよいのですか。

A 患者が麻薬を服用していることを説明されている場合には、自宅に残った麻薬の返却を求めてください。ただし、家族が患者が麻薬を服用していることを知らない場合は、あえて返却を求める必要はありません。

Q12 麻薬注射剤について、複数回(複数日)分の処方をしてよいですか。

A 入院患者への麻薬の払出しは、麻薬及び向精神薬取締法の施用、帳簿、管理等の規定の趣旨から施用の都度処方すること(連続皮下注のように1回分が複数日分となる場合がある場合には、その容量の払出しを含む)とし、原則として複数日(複数回)分の処方は行わないようにしてください。

週休2日制等により、麻薬管理者が不在のため麻薬注射剤の出し入れが困難な場合は、あらかじめ麻薬施用者である当直医師が院内処方せん(又は麻薬の請求伝票)により複数日分の麻薬の仮払いを受けて麻薬を施用してください。

この場合、麻薬管理者は、出勤した後に、麻薬施用者から麻薬施用票等(施用記録)とともに残余麻薬の返却を受けて、麻薬の施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載してください。

Q13 在宅医療のために交付された麻薬注射液の使用済み(未使用を含む)の連続注入器が返却された場合、その取扱いはどのようにしたらよいですか。

A バルーン式ディスポーザブル型の連続注入器は、最後まで使い切っても連続注入器内に若干量の麻薬注射薬が残りますので、使用済み(未使用を含む)の連続注入器についても施用残として取扱ってください。

Q14 在宅医療のために交付された麻薬注射薬が返却され、連続注入器内の麻薬注射液の残液を廃棄する場合、麻薬管理帳簿に記載する事項は、どの程度のことを記録すればよいですか。

A 連続注入器の返却を受けた麻薬診療施設にあっては、返却した患者氏名、返却及び廃棄年月日、品名等について記載してください。

数量については連続注入器の個数とおよその廃棄量(例、ほぼ全量、半量、微量、約10ml等)を記載してください。

患者が廃棄してしまったという報告を受けた場合は、その旨を備考欄に記載してください。

Q15 在宅医療のために交付された麻薬注射薬を患者等から返却された場合、連続注入器内の麻薬注射薬の残液の廃棄はどのようにしたらよいですか。

A 患者等から返却を受けた麻薬注射薬を廃棄する場合、麻薬管理者が、麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いのもと、焼却、酸・アルカリによる分解、希釈、放流、他の薬剤との混合等、麻薬を回収することが困難な方法で廃棄してください。

Q16 在宅医療のため、バルーン式ディスポーザブルタイプ以外の連続注入器を用いて、処方された麻薬注射薬を交付してもよいですか。

A 麻薬施用者が設定した注入速度について、患者を含む他の者によって変更できなく、かつ薬液を取り出せない構造になっているものであれば差し支えありません。(但し、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。)

Q17 デュロテップパッチ使用中の患者の薬剤が剥がれた場合はどのように処理したらよいですか。

A 剥がれた薬剤は施用済みになりますから届出は不要です。ただし、処方より早く薬剤がなくなりますので、管理上剥がれた旨を帳簿備考欄に記載してください。廃棄については、はさみを入れて薬剤を洗い流してください。

Q18 麻薬の院内処方せん代わりに「オーダーリングシステム」で麻薬を処方してもよいですか。

A 麻薬及び向精神薬取締法第 27 条第 6 項、同法施行規則第 9 条の 2 において、麻薬を記載した処方せんには、麻薬施用者の署名又は記名押印が要件として定められていることから、「オーダーリングシステム」のみによる麻薬の処方、現在は認められていません。

Q19 麻薬注射剤を誤って落とし、内容の一部が流出してしまった場合、流失した分については麻薬事故届を、回収し廃棄する分については廃棄届をそれぞれ提出しなければなりませんか。

A 麻薬注射剤を過誤によって破損したことにより流失した場合、たとえ一部の麻薬を回収したとしても、当該麻薬注射剤全体に対する事故とみなし、麻薬事故届のみの提出で差し支えありません。この場合、麻薬事故届の「事故発生の状況」欄に、回収の上廃棄した麻薬の量及び廃棄の方法を括弧書きで記載してください。

また、流出した麻薬の回収に努めるとともに、廃棄に当たっては、麻薬管理者が他の職員立会いの下に廃棄してください。

Q20 誤調剤による麻薬の廃棄手続きについて教えてください。

A 誤調剤による麻薬の廃棄は、「麻薬処方せんに基づいた廃棄」ではないため、麻薬及び向精神薬取締法第 29 条第 2 項に規定する麻薬処方せんにより調剤された麻薬ではありません。したがって、廃棄する前に県知事あて「麻薬廃棄届」を提出し、管轄保健所の麻薬担当職員等の立会いの下に廃棄してください。

なお、麻薬廃棄届け出の際は、誤調剤の経緯、状況等を詳細に記載し、今後このようなことがないように十分に注意してください。

(誤調剤により所在不明になった麻薬については、「麻薬事故届」を県知事あてすみやかに提出してください。)

Q21 予製剤であるリン酸コデイン 10 倍酸を調剤の際、誤って床に落とし、一部を飛散させてしまいました。この場合の手続きについて教えてください。

A 飛散し汚染されたものを回収したうえ、数量を確認し、回収した麻薬については知事あてに「麻薬廃棄届」を提出してください。回収できなかった麻薬については、「麻薬事故届」を提出してください。

Q22 過去に購入した麻薬が古くなった場合、廃棄の手続について教えてください。

A 廃棄しようとする麻薬の品名、数量、廃棄の方法等を記載した「麻薬廃棄届」を知事あて提出してください。

Q23 麻薬注射液(1ml)の施用に際し、患者に 0.5ml を施用した場合、施用残りの 0.5ml の処理はどうしたらよいですか。

A 「施用に伴う消耗施用」と解されますので、残りの麻薬は一度麻薬管理者のもとに回収し、麻薬管理者が他の職員立会いの下に廃棄してください。また、廃棄後の、「調剤済麻薬廃棄届」の届出の必要はありません。

Q24 患者に施用するため、注射器に麻薬を詰めていたところ患者が死亡してしまいました。この場合、どのように処理したらよいですか。

A このような場合、調剤された麻薬ですので、麻薬管理者が他の職員立会いの下に廃棄し、30 日以内に知事あてに「調剤済麻薬廃棄届」を提出して下さい。

Q25 I HVの施用中に入院患者が麻薬混入液をこぼした場合、どのような取扱いをすればよいですか。

A 入院患者に対し施用する麻薬は、原則として当該麻薬診療施設の管理下にあるので、患者が引き起こした事故であっても、麻薬管理者（管理者がいない施設にあっては麻薬施用者）は、麻薬及び向精神薬取締法第 35 条第 1 項に基づき、「麻薬事故届」を知事あてに提出する必要があります。

この届出は、麻薬管理者が管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故により物理的にその存在を失った、又は所在を見失った場合に行うものです。

また、麻薬混入液が残っていれば、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を知事あてに提出してください。

Q26 患者が他の麻薬診療施設等で払い出した麻薬の錠剤を持参し入院しましたが、当該麻薬を継続使用しないと決めました。その場合の取扱いはどのようにすればよいですか。

A 患者が他の麻薬診療施設等で交付を受けた麻薬を持参し、当該麻薬を継続使用しない場合、麻薬管理者が他の職員立会いの下に廃棄し、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を知事あてに提出してください。

当該麻薬の品名や含有量が不明である場合、極力、当該麻薬を交付した麻薬診療施設等に確認を行った後に廃棄してください。なお、品名や含有量が判明しない場合は、廃棄後、判明する範囲の内容で「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

Q27 麻薬の保管はどのようにしたらよいですか。

A 麻薬の保管については、①麻薬業務所内であること、②麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵することが必要です。

なお、「堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫、容易に移動できない金庫(重量金庫)等をいい、「麻薬以外の医薬品と区別し」とは、麻薬専用保管庫として覚せい剤以外の医薬品と一緒に保管しないことをいいます。書類等他の物を一緒に入れることも法の規定の趣旨から不適切です。

なお、施錠設備のあるスチール製ロッカーや事務機の引き出し等は堅固な設備には該当しません。

Q28 麻薬を取扱う施設として、設備等で注意をする点は何ですか。

- A ① 薬局、薬剤室等の人目につかず、関係者以外の者の出入りがない場所で施錠できる部屋の中に麻薬専用保管庫を設置すること
② 容易に移動できる保管庫については、移動できないよう固定すること
③ 保管庫には麻薬以外のもの（例、一般医薬品、麻薬帳簿、現金等）を一緒に保管しないこと
等が挙げられます。

また、盗難防止の観点から

- ①については、できるだけ多くの施錠があった方が盗難されにくいこと
②については、重量金庫を金庫ごと盗取される事例があることから、できるだけ床に固定する等して運び出されないようにすることが望ましいこと
③については、麻薬及び向精神薬取締法第34条の規定により麻薬（覚せい剤を除く）以外の物を一緒に保管できないこと、及び帳簿を入れていて盗難にあった場合、盗取された麻薬の品名、数量の特定が困難になること
等の点に留意してください。

Q29 麻薬管理者ですが、麻薬診療施設において、麻薬の盗難を防ぐにはどうすればよいですか。

- A 麻薬の盗難防止のためには、厳重に保管・管理することが最も重要です。まず、麻薬専用の保管庫でなければなりません。また、保管庫自体も容易に持ち出せず、保管庫の材質も容易に破られたり、こじ開けられない等堅固なものでなければなりませんし、常に施錠のうえ保管しなければなりません。机の引出しやロッカー等は施錠できても堅固な設備には該当しません。

そのうえ、人目につきにくい所に保管庫を設置し、保管庫設置場所には、外部の者の出入りを禁じ、保管庫の鍵は麻薬管理者自らが携行する等厳重な管理が必要です。

そのうえ、薬局から払い出された後も、①患者に施用するとき以外は、病棟等で専用の堅固な保管庫に施錠のうえ保管し、鍵も厳重に管理されること、②麻薬管理者自身が常にその保管、患者への施用について掌握できるよう管理し、③常に在庫を確認しておく必要があります。

Q30 夜間当直用の麻薬の取扱いは、どのようにしたらよいですか。

- A 夜間当直用の麻薬保管庫を医局等に設置し、それに必要最小量の麻薬を保管するようしてください。その保管庫の鍵は当直医自らが所持し、当該麻薬は翌朝必ず麻薬管理者に戻すようしてください。

Q31 麻薬管理者は必ず自らが直接に手をくだして一切の管理業務を行わなければならないのですか。

- A 麻薬管理者は、麻薬管理の実務を責任をもって処理するもので、管理者の指揮のもとに他の者に補助させることは差し支えありません。しかし、管理上の一切の責任は麻薬管理者に帰属します。

Q32 麻薬施用者ですが、往診のため、あらかじめ往診鞆内に必要最小量の麻薬を常備し、夜間居宅に保管してもよいですか。

A 往診用の麻薬であっても、居宅内に保管することは麻薬及び向精神薬取締法第34条第1項違反となります。

往診には、その都度、必要最小量の麻薬を所持するようにし、絶えず盗難・紛失等の事故防止に配慮するとともに、往診から帰った際には、直ちに麻薬保管庫に保管してください。

Q33 入院患者は、入院中の病院で処方された自己の麻薬を管理するのですか。

A 入院患者については、疾病の治療（投薬及びその管理を含む）に関して病院の開設者がすべての（最終）責任を持っています。

入院患者については、本来は時々の症状により、その都度、治療内容が決定される場合が多く、また、薬剤を薬局で受け取れない重篤な患者等のため、薬の交付の便宜上、病棟等において保管・管理しています。したがって、投薬のためナースステーションに一時保管されている調剤された麻薬は、患者に施用するまでは、実質的に麻薬管理者に責任があります。

患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限度の麻薬を保管させることは差し支えありませんが、その場合、麻薬管理者は、紛失等の防止を図るため、患者に対して保管方法を助言するなど注意喚起に努め、服用状況を随時聴取して確認し、施用記録等に記載するようにしてください。

なお、入院患者が交付された麻薬を不注意で紛失等した場合には、麻薬管理者は、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高いときは、保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

Q34 麻薬入り坐薬が溶けるおそれがある場合、薬剤保管庫室内の冷蔵庫に保管してもよいですか。また、患者に交付された麻薬をナースステーション等において保管する場合、ナースステーション内の冷蔵庫に保管してもよいですか。

A いけません。麻薬の保管は、その業務所内で鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵して行うことと規定されており、設問のような冷蔵庫は鍵をかけた堅固な設備とはいえません。

したがって、設問のようなケースでは、坐薬が溶けないように麻薬保管庫の場所を変更するか、麻薬保管庫を設置している場所の室内温度を管理できるよう改善する等の方法をとってください。ナースステーション等において患者に交付された麻薬を保管する場合についても同様にしてください。

Q35 麻薬及び向精神薬取締法第35条第1項の規定は、麻薬の事故のみと解しますが、麻薬管理帳簿、麻薬処方せん、譲受証等の紛失事故等について届け出る必要はありませんか。

A 法定の届出義務はありませんが、届け出るようお願いします。

Q36 最近、私の勤務する病院で診療録をコンピューターで集中管理することになりました。麻薬施用の記載のある診療録の保存について、何か注意する点はありますか。

A この場合の注意すべき点は次の点となります。

ア 情報の真正性の確保がなされていること。

- ・ 故意又は過失による虚偽入力、書換え、消去及び混同を防止すること。
- ・ 作成の責任の所在を明確にすること。

イ 情報の見読性の確保がなされていること。

- ・ 必要に応じて肉眼で見読可能な状態に容易にできること。
- ・ 必要に応じて直ちに書面に表示できること。

ウ 情報の保存性の確保がなされていること

- ・ 保存期限内、復元可能な状態で保存すること。

Q37 入院患者に麻薬を施用する場合、診療録の記載に関して、病床日誌や体温表に記載してもよいですか。

A 医師法第24条にいう診療録とは、同法施行規則第23条所定の記載事項を具備している必要があります。このうちの一部事項のみを記載した体温表等を単独で診療録とみなすことはできません。しかし、他の記録と一体になって所定の記載事項を充足する場合には、これを診療録とみて体温表に記載しても差し支えありません。しかしながら、他の記録と一体化して診療録の一部をなすものですから、各構成部分が容易に分離しないようにしておく必要があります。

Q38 麻薬施用の記載のある診療録は、他の診療録と区別して保存する必要はありますか。

A 他の診療録と区別して保存する必要はありませんが、区別が容易にできるように麻薬の施用記録のある箇所に赤線を付すか(麻)と朱書き(又は押印)してください。

Q39 病院内における調剤に伴わない麻薬注射剤の受渡しについては、院内処方せんによらなければなりません。注射薬請求伝票ではいけませんか。

A 注射薬の授受については必ずしも院内処方せんによることは要しません。伝票式を採用する場合には、払い出した数量、施用量及び残量等について明確にできる状態にして、事後処理に支障が生じないように行うとともに、患者の氏名、薬名、分量、医師の氏名その他必要な事項を記載してください。

Q40 調剤した麻薬を患者が受け取りに来なかった場合、その保存期限及び処理方法はどうか。

A 保存期限は特に定められてはいませんが、特定人の特定疾病に対する治療薬ですので、長期間保存する必要はないと思われます。また、処分する場合は、麻薬管理者が他の職員立会いのもと廃棄し、「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。